

議事日程第2号

令和3年9月9日（木曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（1番～6番）

出席議員（11名）

議長 高山 由行	1番 清水 亮太	2番 福井 俊雄
3番 奥村 悟	5番 安藤 信治	6番 伏屋 光幸
7番 安藤 雅子	8番 山田 儀雄	10番 大沢 まり子
11番 岡本 隆子	12番 谷口 鈴男	

欠席議員（なし）

欠員（1名）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊 公夫	副町長 寺本 公行
教育長 高木 俊朗	総務部長 各務 元規
民生部長 小木曾 昌文	建設部長 鍵谷 和宏
企画調整 担当参事 中井 雄一郎	教育参事兼 学校教育課長 筒井 幹次
総務防災課長 古川 孝	企画課長 山田 敏寛
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 渡辺 一直	亜炭鉱廃坑 対策室長 早川 均
税務課長 金子 文仁	住民環境課長 石原 昭治
保険長寿課長 大久保 嘉博	福祉課長 日比野 浩士
農林課長 高木 雅春	上下水道課長 可児 英治
建設課長 中村 治彦	会計管理者 丸山 浩史
生涯学習課長 日比野 克彦	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 土谷 浩輝	議会事務局 書記 大脇 敬之
--------------	-------------------

開議の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。
朝日新聞様、ジャーナリストの井澤宏明様、中日新聞様より、報道関係者三方より撮影の依頼がありましたので、これを許可します。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく
お願いします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6 番 伏屋光幸君、7 番 安藤雅子さんの 2 名を指名します。

一般質問

議長（高山由行君）

日程第 2、一般質問を行います。

町政一般に対する質問の通告がありましたので、受付順序に従って発言を許します。

なお質問、答弁とも簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

8 番 山田儀雄君。

8 番（山田儀雄君）

おはようございます。

ただいま、議長より一般質問の許可をいただきましたので、さきに通告しましたリニア建設
発生土について質問をいたします。

この件について私は、昨年、令和 2 年の第 4 回定例会において、発生土に関する協議とその
対応について一般質問も行いました。その答弁で、町長は現段階では確認事項も多く結論を出
せる状況にないが、いずれは結論を出す必要があるのは事実であると答弁されています。

その後、J R 東海との 4 回目の協議が今年の 2 月 10 日に開催されました。その詳細は、第 3
回目の協議において議会側から対策土置場、町有地については、当面は借地として安全性を確
認してから売却するのはどうかという提案に対する J R 東海の回答としては、基本的には町の
提案内容で進めることは可能であること、次に、J R 東海としては町有地への対策土を搬入後

も継続的に水質モニタリングを行い、その結果を町に確認していただき、その後、対策土搬入範囲の町有地を売却いただく方針で引き続き町と協議を始めたいこと、これまでの説明内容については、町民の皆様にも説明会を開催したいことなどの協議の内容であったかと思えます。

7月10日、11日にはJR東海による地元自治会向け及び町民向け説明会が実施されたところであり、また、7月15日に開催されたリニア中央新幹線建設促進岐阜県期成同盟会の定期総会では、会長の古田知事がリニアは岐阜の未来を切り開くプロジェクトであり、皆さんと一心同体で頑張っていきたいこと、スケジュールありきではなく、出てきた課題は一つ一つ解決して納得して前に進めていきたいと挨拶をされています。

また、県内でも建設工事が本格化することから、JR東海に対しトンネル工事などに伴って大量の発生が見込まれる土砂の適切な処分を確実に進め、地域住民への丁寧な説明を求めることの決議が採択をされています。

現在、御嵩町においても、JR東海においては現場工事事務所や濁水処理施設が置かれる工事施工ヤードの造成も進んでおり、来年度には本体工事に入る予定であると聞いております。

こうした状況の中、次の2点について質問をいたします。

初めに、発生土置場候補地のうち、民有地についてお尋ねをいたします。

先月、7月11日に開催されたJR東海による御嵩町美佐野地区における中央新幹線建設工事に関する説明会において、JR東海からは民有地については基準値内の発生土を搬入し、造成後には土地活用がしやすいよう、地権者の意向を踏まえて検討しているとの説明があったところでございます。この区域内には町有地も含まれることから、造成後の土地利用については町の積極的な関わりがないと前に進まないと考えますが、町としてこの区域をどうしていきたいのか、将来的な土地活用についてお伺いをしたいと思えます。

次に、発生土置場候補地のうち、町有地についてお尋ねをいたします。

町有地につきましては、先般のJR東海による住民説明会におきましては対策を施した上で、対策土を含む発生土を搬入したいとの説明があったところです。

冒頭でも申し上げましたが、令和2年第4回定例会一般質問の町長答弁において、現段階では確認事項も多く結論を出せる状況ではないが、いずれは結論を出す必要があるのは事実であると答弁されています。質問から約10か月を経過した中で、そろそろ町長としての結論を出すべき時期に来ていると考えますが、最終的な方向性についてお伺いをしたいと思えます。

以上、2点について明解な御答弁をお願いしたいと思えます。

議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

岐阜県のコロナでの指定区域として、またそれは延期されるということのようであります。

一度本当にみんなで休むべきところは休んだりしながら、ある程度抑え込んでしまわないと、通常のインフルエンザ並みにはなっていないのではないかと懸念しているところでありますので、今回延期になったのを最後にできるよう、みんなで頑張っていきたいというふうに思います。

町政においても非常に影響を与えています。住民に説明したいという場を設けようとしても、どうしてもコロナ対策が頭にあり、なかなかそうした機会をつくることができません。その場で感染拡大が起きたとなれば、責任は町にありということになりますので、町としてもコロナ対策はしっかりと進めている立場ですので、軽々にはできないというのが本当に悔しい思いでありますけれど、人と人の距離をある程度保てという病気であるというのは本当に困ったものだということを感じております。

それでは、山田議員のかなりストレートな質問に対してお答えをしたいと思います。

まず、民有地についてであります。

ここで用いる名称を、混乱するといけませんので大別して2つに分けたいと思っております。

仰せのとおり、民有地には町有地も若干含まれてはいますけれど、これについて後段の質問のほうでは町有地ということで表現されますので、まずは民有地関連の部分は、発生土と単純に表現したいと思います。そして、後段の分については、要対策土についてということでお話をさせていただきたいと思っております。

まず、発生土利用については、過去の経緯、御存じのとおりに美佐野地区の山林については、私が町長になりました頃、土地の利用について要望をいただきました。ゴルフ場計画が頓挫しまして、利用が白紙になったという状況にありました。

その際に私が当時の組合長に申し上げたのは、この土地の価値は一団の土地になっていること、それを崩さないようお願いしたいということをお願いしておきました。利用については心しておきますという返事をさせていただきました。

その後、JR東海リニア中央新幹線の通過線上に位置することとなり、発生土の利用が現実的となりました。美佐野の地権者組合でも当時、平成29年9月27日付で地権者・組合員51名賛同、居どころ不明者が2名おられたということでありましたけれど、地権者組合としての正副理事長連名での要望書も頂いております。

利用の方向性については、最も想定しやすいのは、やはり企業誘致であります。

これまでの私の経験上、平地の宅盤を持たない、そういう町には企業誘致の話はできないと

というのが現実であります。ということで、企業誘致の可能性はこの事業が完遂した後には可能性が出てくると考えております。またこれは、7年、8年先の話でもありますので、利活用については、まだまだ皆さんからアイデアをいただければ、また生きた使い方ができるようになるのではないかとということもある種期待をしております。それをしようとしても、地権者の皆さんの継続的な一体感を持っていただかないとでき得ることではございません。

そんな中で、一番御心配されているのが、平地になりますので山林課税から固定資産税が上がってくるという現実があります。町のほうからは、企業誘致や事業地について一団の土地として地権者全員の賛同が得られるのであれば、そのまま山林の課税のみして、減免をさせていただくことは可能だという御案内をさせていただきました。ただ、この企業誘致や利用に賛同して心変わりすることなく協力をしていただくということであれば、全員がそういう気持ちであれば大丈夫ですよと申し上げたんですが、残念ながらその中に反対者もいまして、反対というか不安が払拭し切れないという方がお見えになりまして、不安というのは、皆さん高齢化していますので、次の世代に移っていくということも多分かなり頭の中にあるんだろうと思えますけれど、そういうお話の中で、今はストップした状態であります。今後の展開、変化がありましたら、皆さんには必ず御報告をしていきたいと、このように思っております。

次に、2点目の質問、要対策土についてであります。

結論から申し上げます。

要対策土については、受入れを前提として協議に入りたいと思います。この協議というのは、J R東海との協議もありますし、議員の皆さんとの協議もあります。まだまだ交渉事は多くあるように思います。

本日、この結論を出させていただいて公表させていただいた理由を申し上げます。

まず、自然由来の土であるということ。

2点目が、御嵩町の工区から発生する土であること。

3点目が、反対の声はありますが、解決策がないということ。私も、立場としては消極的賛成であります。

4点目、これは当初より町民に判断を委ねる性質のものではないということは考えておりました。何か言われようと、私が頑張っ理解を求めていくという立場にならない限り、なかなか説明はし切れないだろうということは、この2年間悩みに悩んできました。時間がかかったのも、その辺りの決断がなかなかできなかったということでもあります。

先日、J R東海主催で説明会があったんですが、町が何も参加しない、また関わらないという立場というのは、むしろ皆さんも異常に思われたのだろうというふうに思いますが、御嵩町は態度を表明しているわけではありませんので、J R東海と行動を共にするということはあり

得ない状態です。今後、こういうことを私が宣言しましたので、説明会等々にもJR東海にも参加をしてもらおうということになると思います。

次に、5点目、産業廃棄物処分場問題の際、我々はなぜ全国の廃棄物を御嵩でと言ってきたわけですので、御嵩のものをどこかへ持っていけというのも、そういう意味では論理には整合性を失ってしまう。整合性を保たなければ、一生懸命産業廃棄物問題を取り組んだわけでありますので、それすら否定してしまうということになりかねない。また、専門家の話を聞くことができました。そこで一定の理解、または納得ができたこと。専門家とは地盤工学、水環境学、土壌環境学の専門家であります。アドバイスも多くいただきましたので、それらをJR東海と協議の中でかなえられるかどうかの確認がしていきたい。ただ、法外な要求を私はするつもりはありません。常識的な範囲での要求はきちんとかなえていただくという姿勢であります。

7点目としては、御嵩町は期成同盟会の一員として歴史を重ねてきたこと。

これは期成同盟会、昭和53年ということですので、たった1期でありましたが原町長のときから継続して期成同盟会の一員であると、これは平井町長も柳川町長も私も一員でここまでやってきたということでありますので、総論賛成各論反対で逃げていては話にはならないというふうに思っております。

そして8番目、これは山田議員仰せのとおり、期成同盟会でスケジュールありきではなく、これはJR側に対して自分のところのスケジュールどおりにはいかないよという発信だと思いますけれど、そう私は受け取っているんですが、スケジュールありきではなくという文言と、また土砂の適切な処分と地域住民への丁寧な説明を求めるという項目が決議されたことにあります。

まだまだ多くその理由はありますけれど、本当に私珍しく、おおむね何でも即断即決をしてきたんですけど、この件については結論を出すまでに本当に時間がかかりました。それだけ難しいテーマであったと思っております。強く反対する人も一定数はあるでしょうが、もろ手を挙げて賛成するという人はやはりおられないだろうと。全て賛成であっても、消極的賛成であろうと。山田議員も判断をされるときには多分どちらにしても消極的な態度ということになってくると思いますので、対案もないし仕方がないかなというような話になります。

ただ、安全性が損なわれるということだけは避けなければいけない。これは知恵を結集すれば何とかなっていくというふうに思っております。

私は、町民に判断を委ねて後は知らんというような、そういう態度は取りたくないということであります。議会の皆さんとも協議を重ねながら、当然JRに対しての求めるべくことは求めていくということになります。

最後になりますけれど、御嵩町情報公開条例第3条中にあります原則公開の精神の文言は、

議員時代の私が提案し、必ずこの文言だけは入れてくれと頼み込んだ文言であります。その精神はこれまでどおり守ってまいりますので、何でもお聞きになっていただければいいと思います。分からないことは分からない、知っていることはお話をします。

ということで、以上、答弁を終えます。

〔8番議員挙手〕

議長（高山由行君）

8番 山田儀雄君。

8番（山田儀雄君）

再質問をお願いしたいと思います。

まず、1点目の民有地のほうにつきましては、工業団地の誘致等につきましては造成後も七、八年、完成後7年先になるのかもしれませんが、これについても今現在は組合ではなくて個人個人がJRと協議をされていくという部分がありますので、何と言いますんですか、かなり町が強い関わりを持った中で進めていただきたいなと思いますし、税の対応もありますけれども、何とか町が主導していただきたいと思っています。

それと、2点目のほうでありますけれども、町長から先ほど受入れに向けて協議を始めるといことでありました。私、知事の、期成同盟会、JRのスケジュールではなく、出てきた課題は一つ一つ解決して、納得して前へ進めるということを申し上げました。そういう形で、後戻りすることなく前に進めるということに理解してもよろしいのでしょうか。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

そのとおりです。

話を複雑にしてはいけないと思いますので、山田議員のおっしゃるとおりであります。JR側にも、町側にも、議会側にも、住民側にも丁寧な説明をしていくと。

知事は常々、何でも丁寧にやらなきゃいけないよということをおっしゃっていますので、そういうことを表現されたとは私は感じております。

期成同盟会では、これが決議文の中に盛り込まれるということは、皆さん困ってみえるということであろうなと想像はいたしますけれど、御嵩は御嵩ですので、御嵩の方向性をきちんと保っていききたいと、このように思っています。

〔8番議員挙手〕

議長（高山由行君）

8番 山田儀雄君。

8 番（山田儀雄君）

ただいま、町長のほうから明解に前に進むということをおっしゃっていただきました。我々議会のほうも、一緒になってそうした形に持っていければと思っております。ありがとうございました。

これで質問を終わります。

議長（高山由行君）

これで、山田儀雄君の一般質問を終わります。

続きまして、一般質問を続けます。

6 番 伏屋光幸君。

6 番（伏屋光幸君）

おはようございます。

議長の許可がいただけましたので、さきに提出しました通告書に従い、伏見小学校校舎大規模改造について質問をさせていただきます。

史上初めて1年延期になった東京2020オリンピックが7月23日に開幕し、8月8日に17日間の大会に幕を下ろしました。競技をめぐるドラマは我々の心を揺さぶり、日本のメダルラッシュに沸き、感動を与えてくれました。開催中、東京都では1日の新型コロナウイルス感染者が5,000人を超える日もあり、異例な大会であったことは言うまでもありません。私の人生の中で、昭和39年の東京オリンピックと、今回の令和3年東京オリンピック、テレビを通じてですが、人生2度も観戦できたことは私にとって一つの宝物になりました。東京オリンピックに関わった関係者の皆さんに感謝を申し上げます。

先般、計画をされていた行政懇談会資料の中に、伏見小学校校舎大規模改造のページがあり、5月18日、伏見地区での行政懇談会を楽しみにしていた一人です。新型コロナウイルス感染症拡大で、全ての会場で開催は中止になり残念でありました。

私は、伏見小学校に関する質問は今回で4回目となります。

平成30年9月定例会の一般質問では、御嵩小学校のエアコン設置は来夏に夏休み期間に行うと決まっているというのを聞き、夏休み期間ではなく、夏休み前に御嵩小学校と同時に、伏見小学校の空調設備設置はできないでしょうかということを質問しました。

この年は7月から8月にかけて非常に猛暑日が続き、岐阜県下でも最高気温が41度を超える地域が多治見市、美濃市、下呂市金山と、40度が揖斐川町で記録をいたしました。7月17日には、愛知県豊田市の小学校で、小学1年生の男子生徒が熱中症で亡くなるという重大な事故が起きてしまいました。この小学校にも教室にエアコンがなかったということで、エアコンの設置が急務であると、私は一般質問で町民代表として町長に訴えました。翌年、令和元年ですが、夏

休み前に工事が終わるスピード対応であり、地域のPTAの皆さんから大変感謝をされました。

5年前の平成28年9月の定例会で、伏見小学校の建て替えについて質問しました。昭和42年建設の南舎と昭和55年に建設された北舎、伏見小学校の校舎建設計画と事業計画を御嵩町新庁舎建設計画と同時に提示してほしいという質問をいたしました。

令和元年度から令和2年度にかけ老朽調査を実施され、令和2年4月15日の全員協議会で学校教育課教育委員会より、老朽調査の結果報告を受けました。内容は、御嵩町教育委員会としては昭和42年から43年及び昭和55年に建設をされ、相当年数を経過しているものの、平成10年の耐震化工事の実施、各種の修繕維持管理状況、今回の調査結果を踏まえ、現在の建物の長寿命化を軸とした大規模改造、改修での整備を行ってゆくことに方向決定をさせていただきましたとの説明を受けました。

調査を踏まえた結果ですので、私は大規模改造に反対はいたしません。スピード感を持って事業の展開を大いに期待をしています。PTAの皆さんも、新しく改造、改修の完成を期待していると思います。

残念ながら、校舎の大規模改造計画を知らないPTAの方が多くいるようです。

昨年の夏休み後、学校教育課の前参事を訪ねて、各学校のコロナ対策として手洗い場に自動水栓と洋式トイレの設置など、直接要望・提案をしました。伏見小学校については校舎改修工事のときに行う予定と言われました。今年度の行政懇談会の資料で現状と改修後の写真で確認したところ、手洗い場は蛇口から自動水栓に、トイレは和式から洋式になっていました。前教育参事に要望・提案したことは組み込まれていると思いました。

行政懇談会に対する事前質問の中に、伏見小学校のトイレの改修について、洋式トイレを設置してほしい、衛生的なトイレにしてほしい、とても臭く、臭うといった意見が掲示されました。最近ではどの家庭でも洋式トイレの時代です。生まれてきたときから洋式トイレの生活に慣れた子供たちが、小学校ではいまだに和式トイレでは時代に合っていない。伏見小学校以外の学校にも早急な対応が必要であることは言うまでもありません。

私は、伏見小学校の大規模改造で一番気になっていることがあります。それは、雨漏りの問題です。

私は、平成28年2月に伏見小学校にお邪魔したとき、信じられない光景が目に入りました。びっくりしたことがあります。バケツとたらいが廊下に並べてあったことです。こんな環境で御嵩町の宝である子供たちが学問を受ける場ではない。この議場で発言をいたしました。当然、今回の大規模改造で雨漏りが起きることはないとは思いますが、その点については万全を期していただきたいと思います。

また、屋上に太陽パネルを設置し、電力使用量の削減につなげるなど、「環境モデル都市み

たけ」に相応した校舎に生まれることを私自身は期待をしています。

私は、行政懇談会の説明内容解説については、ケーブルテレビ放送、ユーチューブで視聴させていただきましたが、ケーブルテレビ放送を見逃した方やインターネットの環境が整っていない方、特に孫を伏見小学校に通わせてみえる私たち祖父母世代、伏見小学校の大規模改造については大変な関心と心配をされていると思います。

ここで教育参事に質問をいたします。

- 1つ、実施計画の進捗状況と工事開始時期について。
 - 2つ目、仮校舎の建設予定位置の詳細と運動場の利用方法について。
 - 3番目に、工事予算額について。
 - 4番目には、大規模改造は南舎・北舎同時に行うのか、別々に行うか。
- 以上の点について、回答をよろしくお願いします。

議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

教育参事 筒井幹次君。

教育参事兼学校教育課長（筒井幹次君）

おはようございます。

それでは、伏屋議員からの御質問、伏見小学校校舎大規模改造についてにお答えをいたします。

本年5月18日に予定しておりました伏見地区での御嵩町行政懇談会は、この伏見小学校大規模改造工事に関する御報告も予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年度に引き続き中止となったことにつきましては、私も伏屋議員同様に残念に思っております。この行政懇談会の開催に先立ち事前質問を募集いたしましたところ、伏見小学校のトイレの洋式化に関する御質問を数多くいただき、町民の皆様が伏見小学校の大規模改造に多くの関心を示されていることを感じました。

行政懇談会の開催中止に伴い配信した動画や、町内の各施設で配付した資料では、校舎の外観をはじめ教室やトイレ、手洗いなどの改修後のイメージを示させていただき、トイレについては仮設校舎を含め洋式化することを説明いたしました。また、令和元年度に実施いたしました校舎の老朽度や耐力度などに関する調査では、建物の外部や内部、水回りなどの設備、構造体のコア抜きによる試験など、様々な見地から調査、診断を行い、その調査結果のまとめとして、1つ目に外壁の浮きやひびり、防水の劣化が見られる。2つ目に、水回りや各種設備の老朽化が見られる。3つ目に、建物の強度、劣化度の重要な判定指標となる躯体自体、壁の内部や鉄筋は健全であるなどの結果が得られたことから大規模改造で進めることとし、お示しをい

たしました。これらが伏見地区の行政懇談会において予定しておりました内容であり、後日、動画の配信や紙ベースでの資料配付をさせていただいたものであります。

それでは、御質問の1点目、実施計画の進捗状況と工事開始時期についてからお答えをいたします。

令和2年10月に発注しました御嵩町立伏見小学校大規模改造工事実施設計業務委託は、債務負担行為により今年度までの2か年にわたり業務を進めております。当初の計画に比べ、昨年度までに整備された空調設備やネットワーク環境の移設対応などにより、調査及び設計に時間を要しており、委託期間を10月末まで延長し、現在も業務を進めているところであります。

次に、工事開始時期につきましては、過去に伏見議員をはじめとして多くの方から伏見小に関する御質問をいただいていた中で、基本的には庁舎や中保育園、中児童館などの耐震性に問題がある施設を優先するという状況においても、新庁舎等の事業費が実施設計の中で固まり、伏見小学校大規模改造の事業費も含めた今後の財政シミュレーションが見通せた段階で、伏見小学校の工事にはゴーサインを出していくという答弁がなされておりました。現時点においては新庁舎等の実施設計が完了していないということから、いつ開始できるということまでは言えない状況にあります。ただし、伏見小学校の実施設計を進める中では、コストを重視しながら、ゴーサインが出た場合には速やかに工事が開始できるよう準備を進めている状況であります。

続いて、御質問の2点目、仮設校舎の建設予定位置の詳細と運動場の利用方法についてであります。

仮設校舎は、運動場内にプレハブ式の2階建てで計画をしており、最終決定には至っておりませんが、工事中の児童の安全を第一に、必要最小限で最適な配置となるよう学校や設計業者と調整を行っているところであります。工事の期間中は運動場スペースの多くを仮設校舎に取られることとなりますが、体育の授業等については工夫をしながら使用可能なスペースを有効に使っていただくこととしております。

次に、御質問の3点目、工事予算額についてであります。

現在、実施設計において細部の調整や積算を進めており、延長した業務期間内において新庁舎関連の事業費を見据え、コスト縮減に取り組みながら精査し仕上げていく所存であります。

最後に、御質問の4点目、大規模改造は南舎・北舎同時に行うのか、別々に行うのかについてであります。

今後の町財政のシミュレーションとも密接に関係することから、どのような工程や期間で工事を行うことがよいのか総合的に判断するため、財政担当とも協議を重ねながら決定していくこととしております。現時点で最終決定に至ったことが多くはないというのが実情ではありま

すが、担当課としましては今後とも最大限の努力をしてみたいと思いますので、引き続き伏見小学校の大規模改造に御理解と御協力をお願いいたします。

以上で伏屋議員への答弁とさせていただきます。

[6 番議員挙手]

議長（高山由行君）

6 番 伏屋光幸君。

6 番（伏屋光幸君）

ちょっと答弁に失望をしました。もう少し具体的な回答がいただけたらと思いましたが、何か肩透かしを食らったような感じがしております。

ぜひ、質問の中でも言いましたように、スピード感を持って進めていただきたい。これが私の願いです。御嵩町においては、私は一番新しいニュースであるというふうに思っていますのでぜひこの新しい……、違うかな、皆さんが喜ばれる事業にさせていただくためにはスピード感を持って、ぜひお願いをいたします。以上です。

議長（高山由行君）

答弁はよろしいか。

6 番（伏屋光幸君）

はい。

議長（高山由行君）

これで、伏屋光幸君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。予定再開時刻は10時5分とします。

午前9時47分 休憩

午前10時05分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を続けます。

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

お許しをいただきましたので、さきに通告をいたしております新庁舎等建設計画を再構築し、将来の財政負担を平準化するよう計画の進行を見直す考え方はということで質問をさせていただきたいと思っております。

思えば、平成27年の8月に私どもは一番最初にこの庁舎整備検討委員会を町が立ち上げたと

きの当初の委員の一人でもあります。当時は現庁舎を耐震化させるのか、またここで新たに造り直すのか、新開地を求めるのかというところを、それから、その庁舎の改築について、その必要性がどうなのかいろんな側面から検討していただきたいという要請の中で、私どもは約半年以上にわたって議論をさせていただいた覚えがあります。当時、この建物を耐震化するには約7億円ぐらいかかるだろうと。そして、現地で建て替えするには約14億円ぐらいかかるだろうと。そしてまた、新開地を求めれば、当然用地確保等も含めて16億円ぐらいかかるのではないかというような概算予想の中で議論を始めた記憶がございます。

そこで今日は、先ほど通告いたしました内容ですが、令和2年第4回定例会において福井議員が新庁舎建設時期について一般質問をされました。当時の須田総務部長の答弁が以下のとおりであります。

新庁舎建設基本計画では、令和5年の開庁を目指しておりましたが、建設場所の決定や地権者様との用地交渉、さらには現在進めている基盤整備詳細設計において関係機関との協議に時間を要していることもあり、現段階では令和6年度までずれ込む公算が大きい状況にあると、また、新庁舎用地の地下充填に関しましては、まだ次期事業が確定しないことありますが、今後いかに基盤造成工事と地下充填工事の工程調整を図っていくかが大きな鍵となると答弁されております。

このことから、新庁舎より先んじて建設される中保育園は、当初令和4年度開園予定でしたが1年延長され、令和5年度開園で進んでいるということも明らかになりました。新庁舎の建設について、当初の予定よりも遅延しており、先日の新庁舎等建設特別委員会では、町長から建設に必要な具体的な予算の明示はありませんでしたが、御嵩町新庁舎建設基本計画概説書の中では、概算工事金額が43億4,700万円となっており、外構工事や周辺の附帯工事も含めると、少なくとも1.5倍以上になるのではないかと思います。この概算工事もあくまでも概算ですので実際には、これは推定でありますけれども、80億円、ひょっとしたら100億円規模の建設計画になるのではないかと、当初の基本計画から倍以上の予算が必要になり、建設終了後の御嵩町の将来の財政状況を危惧せざるを得ません。

議会においては、平成29年度御嵩町議会第4回定例会において、当時の新庁舎整備特別委員会高山委員長から、これからの御嵩町の未来を見据え、新たなまちづくりの可能性が広がる場所に移転して新築すべきという第2次中間報告書として取りまとめ、新庁舎の候補地として現在の計画地を新庁舎候補地の評価結果を全会一致で特別委員会の結論とすることに決定しております。今さら後戻りはできないことは、議会議員をはじめ執行部も同じ思いだと思います。

しかしながら、現在の工事の進捗状況、各種法令手続の遅延、そして今後逼迫が想定される財政状況を鑑みたとき、果たしてこの数年の間に新庁舎等の建設を一度に、一気に実施する必

要があるのか、再度計画の検討をすることは当然の状況ではないでしょうか。立ち戻るのでなくして、いま一度立ち止まって、建設年度計画を見直すということはいかがなものでしょうか。

町長がおっしゃっている有利な財源を確保することを前提に、現在の新庁舎建設を段階的に複数年度に施工、実施していくということはお考えになりませんか。

喫緊に必要なのは中保育園であり、伏見小学校の大規模改修であります。これは優先度が高く、相手方のこともありますので、新庁舎より優先しなければならないと思います。しかし、町民ホールや防災広場などは段階的に建設を行うことにより、将来への財政負担を緩和させることはできないのか、一度財政シミュレーションをすべきではないでしょうか。

町長は常々、将来負担比率を町長が就任されたときよりも上げることはしないと明言されております。有利な財源を確保することを大前提に、第1期、第2期または第3期のように、複数年度にわたる計画的な建設計画を再構築し、決して先延ばしするという意味ではなくして、段階的に工事を施工し、計画的な事業計画の見直しをすべきではと考えております。

町民ホールに至っては、町の中央公民館である中公民館が近接にあり、地区ごとに公民館は存在しております。建設の緊急度は低いと考えております。同様に、防災面からいえば、防災コミュニティセンターが建設されております。こういった既存資源を活用することを視野に入れば、決して新庁舎と同時に建設する必然性もありませんし、今後の公共施設の存続、集約、廃止など、その在り方も一考する時期であります。防災広場も同様であります。緊急度からすれば、その優先順位は決して高いものではないと考えます。新庁舎と同時期に造成工事をする必要が本当にあるのでしょうか。苦しい決断にはなりますが、当面の間、児童館については既存施設の活用を再検討することも視野に入れてはいかがでしょうか。

ただし、複数年度にわたることにより、結果的に人件費や調達部材の高騰などにより、建設予算総額が膨らむことが考えられます。しかし、長期的な視点に立った場合、将来の負担を平準化することが可能になるのではないのでしょうか。

伏見小学校は、新築建て替え工事ではなく大規模改修を英断されました。経年劣化の著しい伏見小学校を新築すべきという意見もありますでしょうが、大規模改修工事に対応とされました。優先順位をつけられてもお考えかと思えます。これも新庁舎建設工事の時期と重なり、膨大な費用が必要とされております。この僅か数年で、箱物に対する莫大となる町財政の何年分かになるかも計り知れない費用を投入しようとするのは、甚だ危険ではないかと推測いたします。

そこで質問です。

現在、新庁舎建設計画が当初計画より遅延している状況に鑑み、先ほど申し上げたとおり、

段階的に複数年度にわたる中長期建設計画への見直し、財政負担を平準化し、将来に禍根を残さないよう計画の進行を見直しするお考えはないでしょうか。御答弁をお願いいたします。

議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

まず最初は、総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

それでは、谷口議員の御質問に町長が御答弁を申し上げる前に、財政運営の考え方について少しお時間をいただきますので、よろしくをお願いいたします。

この後、奥村議員からも財政運営についての質問をいただいております、答弁が重なるところがございますが御理解のほどをお願いいたします。

町は、今までも事業を行う場合は、国・県の補助金のほか、交付税算入率の高い地方債を活用して進めてまいりました。現在進行している新庁舎関連事業も伏見小学校大規模改造事業も、補助金や交付金等の財源を把握し、どのような財源の組合せが最もメリットがあるかを検討しながら計画しています。特に、大型プロジェクトを抱える今、今後の財政健全化指標がどのように変化するかを推計しています。具体的な推計としては、将来負担比率は新庁舎事業の本格的実施に伴い、基金の取崩しや地方債発行によりプラスに転じますが、平成21年度の107.9%と同水準になるよう進めることとしております。実質公債費比率は、最高であった平成22年度の13.4%とはならないものの、10から11%台で推移する試算をしています。一時的には高い数値を示しますが、下水道事業会計の起債残高が毎年2億円から3億円ほど減少していく見込みであることから、将来負担比率の改善要因になると推計しております。補助金や交付税算入のある地方債を中心に、これらの対象にならない事業費部分に基金を充当し、実質的な一般財源の持ち出しを極力抑えた財政計画を立てていますので、よろしくをお願いいたします。

以上で、私からの答弁とさせていただきます。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

それでは、谷口鈴男議員の質問にお答えをいたします。

新庁舎の件ということではありますが、谷口議員もよく御存じのとおり、私の1期目、4年間というのは振り返ってみますと、本当に対立をしたという4年間でありましたし、前町政の後片づけに忙殺したという記憶があります。

私が1期目、町長に挑戦をさせていただいたときに、大きな目標としては、産廃問題をいかに解決するかということでありました。そして、あまり大げさには言いませんでしたけれど、

行財政の健全化、これは行財政の体質改善という言葉を使って取り組ませていただきました。基本的にはプライマリーバランスを守ることだということを強く職員たちに言い聞かせたという4年間でもありました。要は当時の体質としては、5億円の借金を返すのに5億円借金すると、そうすると金利分だけ足らなくなるというような状況で、毎年毎年借入額が多くなっていくということで、借金の元金が全く減らないという状況にありましたので、事業を圧縮してでもその額を下げろということで、目安としては借金をしても1億円だなど、下水についても1億円だと、一般会計についても1億円だということで、8,000万円のときがあってもいいし、1億2,000万円のときがあってもいいが、基準は1億円だということで取り組んでまいりました。要は、借金の元金を減らさない限り、負担は増える一方でありました。どちらかというとなりの闘いばかりしていた4年間だったような気がいたします。4年間言い聞かせたことで、現在の行財政の運営の仕方というものは非常にスタンダードな形になって、徹底されてまいりました。

今定例会は、令和2年度の決算を中心とした議会であります。私も民間出身ですので、予算主義ではなく決算主義であります。その中で、諸般の報告にあります財政の健全化判断比率、説明を全員協議会でもさせていただいたわけですが、その一連の関係書類、そして決算書、具体的に言いますと、193ページ、194ページ、特に194ページの一番右側、表がありますので、基金の部分を見ていただけたら分かると思います。特にベテランの議員さんには、その変化が、私の最初の年から見てどう変化したのかということがよく分かると思いますし、御嵩町役場で仕事をした職員OBの議員さんもしっかりと分かっていたと思います。

私が町長になりまして、前町政からそれを引き継いだ際に、平成21年度、平成22年度は最悪の状態にありました。これは当時、借入れをしておりますも返済をしていないという借金が5年間返済を据置きするという、そういう形の借金の仕方をしてみえた。当然、私がした借金ではありませんけれど、返済が私になってから、毎年そうした借金の返済に追われるようになったということでもあります。先ほど1億円しか駄目だと言った理由は使えないんですよ。だから、ある職員にも言われました。4年たって、次の選挙だという時期に職員から、町長はなんか何にもやっていないけど大丈夫ですかということも言われるぐらい引き締めて、借金の元金を減らしていったと。

議会に対して、私は5年間猶予をほしいということを言いました。それは5年周期の借金がどんどん始まって来るからであって、なかなか数字としては見通せないということもございましたが、幸い3年、4年目ぐらいから、その効果が出てきましたので、非常に手応えを感じた4年間の最終的な部分でもあります。したがって、後で超深地層の資金がもう来なくなるということの御質問もありますけれど、そういうものを駆使しながら貯金に回していったと。余裕

ができた分を使ってしまったら昔に戻るぞということで、そうはさせない。余裕が多少できたのなら全部積んでいけということで臨んできたのが基金の造成であります。いろんな形で補助金や交付金を狙ってかなえられた分については、できる限り町単独でやるつもりになってお金を浮かせたのなら貯金に回していこうと。基金のところを見ていただきたいというのは、そういうことであります。当時の感覚で、今年、多分庁舎建設においても20億円ぐらいの基金になるとは思いますけれど、あの頃の感覚では絶対にできなかったことだと思っております。スタンダードになったということは、日頃の行財政運営について、同じように気遣いながらみんなが取り組んでいるということでもあります。

この議場で私は当時、悪化していく行財政について指摘をされながら、おまえは無能だとか、分に合わない人間が町長なんかになるからこんなことになるんだと、前町政の借金の返済を一生懸命やっているんだということは仕組みが分からない人には理解できないということで、さんざんではありましたが、将来的にいても私が永遠に町長なんかをやるわけではありませんで、そういう人たちに迷惑をかけない程度まで、私が乗り切れたのであるなら、将来負担比率も実質公債費比率もそれを超えなければ、大抵の方の財政運営はしていけると確信をしております。

先ほどお話が出た伏見小学校については、当初よりこの計画とリンクはさせませんけれど、少なくとも財政的には影響を与えるというものであり、調査はしても庁舎関係の数字がつかめない限り、正式な決定といいますか、ゴーサインをかけるタイミングはないということも申し上げてきたとおりであります。伏見小学校については、私が町長になってから予算をつけるときに、毎年雨漏りの補修の予算をつけてきました。もっと大きいお金使ってもいいから完全にやれよと何回言ったかは分かりませんが、最後に300万円ぐらいの予算をつけて、結局は止まらないという状況でしたので、教育長にも切腹しろと言ったこともありますけれど、そのぐらいお金を使ってきたというのが現実にありますけれど、谷口議員の問題視されているのは喫緊の課題ということでもありますけれど、少なくとも伏見小学校についての耐震化の数値はクリアしておりますので内装材や外装材が劣化している、水道の用排水の配管が劣化しているという事実は認められていますけれど、躯体については老朽化していないと、非常に健全な状態にあるということなので、建て直しはやめて、ある意味お化粧のし直しということを前提いたしました。いいかげんに放っておけという話ではありません。使えるものは使っていくという精神はきちんと保っていきたいと思っております。

今回、庁舎関係に使おうとしている補助金や交付金についてお話をします。

補助金については、社会資本整備総合交付金というものがございます。これは主に道路関係であります。この道路関係については、補助率が非常に高いということも言えます。

そして借金、地方債であります。これはもう全国的に庁舎関連を建て直しの時期に来たということで、非常に財政力の乏しい市町村のためにもこうした補助制度が設けられました。どんなにいいものを造っても勝手にやりなさいというのが庁舎でした。その代わり、県も国も金を出さないよということでしたので、非常にギャンブル場があるようなところはいい庁舎を建ててみえるというのが歴史的にありますけれど、今回そうではなく、老朽化、耐震化のために建設をし直す、そういう市町村のために市町村役場機能緊急保全事業債というものが創設されて、こういうものは大体3年単位ですので3年以内に設計を上げなければいけないというようなこともあります。着工しなければいけないということでもあるかと思えます。

そして、町民ホールや防災広場については、緊急防災・減災事業対策債というものを使う予定です。いろいろ地方債を見てきたんですけど、この防災関連の地方債というのは、交付税算入率がある意味一番高いぐらい魅力ある財源です。土地代も含まれますので、これがきちんと使えるのであれば、おおむね70%の交付税措置がしていただけるということでもあります。こうしたものを合わせ技として使っていく予定であります。

また、これは農業用の用排水については、緊急自然災害防止対策事業債というものを使わせていただく、いずれも交付税措置のある借金であります。

そして基金は、庁舎整備基金及び森林環境整備基金、事務方はここまでにとどめておきたいと思っておるでしょうが、過去の財政調整基金を見てもせいぜい私は5億円、前町政からは預かっていない。実は使い道はもう決まっていた部分が2億円ぐらいありましたので、実際には3億円あったかどうか分からない程度でありますけれども、今は基金の数値を見ていただければ分かると思えますけど、ちょっと次元の違う数字にもなっています。

今、地方が結構批判されていまして、お金、地方は持っているじゃないかということも言われますので、あまりこの財政調整基金を持つと地方交付税から何か差っ引かれるような現象が起きるんじゃないのかと私は危惧しておりますので、地方交付税から若干支出してもいいだろうということは考えております。

先ほど各務部長が報告しました将来負担比率の試算については、おおむねの数字、ざっくりとはありますけれど、伏見小学校の大規模改造の部分、そして中児童館の部分についても、ざっくりとした数字で入っています。織り込み済みの数字が各務部長から107.9ポイント、4ポイントだという報告をしています。これについては私が、最悪になったときよりも低い数字に抑えてある。実質公債費比率も同じであります。こうした交付金補助金については、年度が限られてくると、いわゆるけつかつちんになるという場合もあります。緊急防災・減災対策債については令和8年度が最終であります。これは延ばしていけば、残念ながら使えなくなる可能性もある地方債であります。ある程度工事発注を平準化していく、もしそれをするのであれば

ば、1つ完成して借金を半分ぐらい返したらやるというふうな、数十年かけていかなければ行財政の負担の平準化にはならない。数年ずらしたとしても、ほぼ返済時期が重なってきますので同じことになってしまいます。本当に瞬間が、その部分が増えたということだけだということになりますので、本当の平準化で今のままで行きたいという話であるんなら、数十年、全体で掛けなければいけなくなってくるというふうに思います。

そういう意味では、1つの目安として、将来負担比率は350%がレッドカードになりますし、御嵩町の110%ほどというのが高いのか低いのか、今はゼロ、マイナスを示していますので、非常に健全な状況にあると自負しておりますけれども、大きな事業を利用させていただけば、実施させていただけるのであれば、そうした将来世代に残してもいい借金というのも、私はあると思います。行財政の場合、50年間庁舎を使うとしたら次の、今の50代、40代、30代、20代に多少は背負ってもらってもいいんじゃないかということをおもっておりますので、トータルでいけば、コスト面を非常に大切にしながら、ぜいたくなものは必要ありませんので、しっかりとしたセンスのいいものに取り組んでいくと。

根本的なことを言いますと、伏見小学校の耐震率はもう既にクリアができています。内装材は別ですよ。ただ、この御嵩町の役場の庁舎、先ほど谷口議員が7億円ほどとおっしゃいましたが、これはどこかにはりがまた入ったり、柱が立ってくるんですよ、クリアしようと思うと。私の決断の一つの理由として、このままで丸裸にして再整備をするとしたら、至るところにブレス、筋交いやはりや柱が立ってくるという設計になるかと思っておりますので、実に使いづらいそういうものになってくるかと思っております。耐震化だけでしのげる状態ではないということです。また全体を空にするということは同規模の仮設を建てなきゃいけない、この経費が膨大になってくることは考えられますので、ほぼ仮設費、プレハブ代だけで、現在話をさせていただいている地権者の皆様から買い受ける土地代に匹敵してくると考えておりますので、理にかなっていない話ではないと私は思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

[12番議員挙手]

議長（高山由行君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

御答弁ありがとうございました。

確かに、渡邊町政になってから、いわゆる健全財政を施行するという形の中での努力というのは、されております。これは私どももやっぱり認めております。ただ問題なのは、将来の負担比率、それから先ほど町長が言われました実質公債費比率、こういうもののシミュレーショ

ンを平成30年以降だったかと思いますが、一度そのシミュレーションで図式したものを私どもは頂いております。その資料、手元にありますけれども、細かな点は言いませんけれども、問題なのは、それから以降かなり世の中が変わってきておる。特に、この2年ほどはコロナ関連の中で、かなり経済的にも地域経済が疲弊してきておると。税収にも大きな影響を及ぼしている。そしてまた今日の高齢化、少子化の時代の中で、御嵩町が将来30年後には1万5,000人の人口というような想定も、これは人口動態の中では指摘されております。そういう近い将来に身の丈に合ったような形での公共施設の更新計画というものが図られていかなければならない。

そこで、先ほど部長が答弁をされました中で、いわゆる御嵩町が抱えておる借金が現在地方債の残高が約55億円ほどあります。庁舎建設についてはこれはいろんな補助金、補助メニュー、町長がおっしゃいましたようないろんな形の補助メニューがございます、これも使用期限が限定された中でありますけれども。

しかし、大事なのが一般財源と基金合わせて、そして工事費総額を想定した場合にかなり借金、いわゆる起債に依存しなければならない体質に関わってくる。財政調整基金にしても、これを全て使い果たすということはできません。今17億円か18億円ですか、あると思うんですが、これはもう最低限の危機管理に対してある程度の余裕を持って残していく必要もあるし、その他の基金についてはそれぞれに目的基金でありますので、簡単に流用することはでき得ない。そこで将来の地方債残高、これは現在55億円ですけれども、庁舎建設並びに公共施設の更新も含めて考えていきますと、恐らく40億円、50億円の起債を必要とするのではないかと思う。そうすると、実際には地方債は100億円近くになると、御嵩町の年間予算をオーバーしてしまうぐらいの財政状況になるのではないのかと。これは一時的にしる、そういう状況に陥る危険性もあるということから、今平準化の問題を取り上げてきたわけであります。

確かに町長がおっしゃるように、平準化すれば、これが計画年度が本当に5年、8年で終わらないかもしれません。まさに10年以上かかるかもしれない。しかし、庁舎建設は一つの、町長おっしゃったように50年をめぐにした場合、50年、60年という将来設計の中での拠点づくりでありますので、そういうことを考えれば、5年、10年というのはそれほど問題ではない。それよりもむしろ財政の安定化を狙い、将来に負荷をかけないような形での財政運営というのは必要じゃないのか。

それともう一つ残念なのは、私ども議会に対して、実際に恐らく行政はつかんでおるであろうと思うんですが、総額で一体どのぐらいかかるのかと。そして、それがどの程度までなら今の御嵩町の財政能力からして許容範囲なのか。そして、その影響が何年続くのか。そういうきちっとした財政シミュレーションというのは、いまだかつて議会には示されておりません。極めて残念でありますけれども、今いろんな諸手続が進行中の中で、いまだに議会として、そ

ういう将来的な財政シミュレーションが掌握できない中で暗黙の中に積み算をして事業を進めていこうというのは、これは極めて危険極まりない行為ではないのかというふうに私は考えております。

さらに、いろんな意味で問題があります。

例えば、町長がおっしゃったような社会資本整備交付金、道路関連、交差点改良であるとか進入道路であるとか中の道路、そういういろんなメニューを組み合わせてながら、あそこにいわゆる基盤造成をしていくというようなことをおっしゃっておりますけれども、これらも実際言うと、我々議会としてはほとんど目に見えていない不透明な状態の中で、情報もあまり開示されてきていない、非常に残念な状態にあるということだけは特に強調しておきたいと思います。

それから、もう一点であります、これは言っていないかどうか分かりませんが、今の進捗状況の中で、かなり建設計画が遅れていくと。

私は、水利組合の関係で木下の水利組合で関わってきた経緯がございますが、水利組合としては町の方針に従って、我々は基本的同意をしております。そんな中で農地転用許可申請というのは、今日もう既に出されておみえになるんですか。これは開発計画と一緒に並行して申請するというお話を私ども伺っておりますが、そういう問題が、一つ一つが、今後の建設計画の時期の認定に大きく影響を及ぼしてくるということでもありますので、そういうことも含めてやはり情報開示というのを議会に対していただきたいというふうに考えます。

そこで、部長に1点だけ。

先ほど申しました、地方債残高が現在55億円、これが庁舎建設に絡んで、その他の公共施設更新、40年で300億円、年間7億5,000万円の更新費用の想定が提起されておりますけれども、それも含めて実際に庁舎建設に関わる資金調達から考えた場合に、この地方債というのはどういう状況を示すのか。これがひいては将来負担比率に大きく影響を及ぼしていく、本当に107.9%で収まるのか、その辺のところをもう一度、部長にちょっとお聞きしたい。

議長（高山由行君）

総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

それでは、お答えいたします。

確かに谷口議員おっしゃるとおり、御推測のとおりで、先ほど町長が説明いたしましたような地方債を積み上げていくと、幾ら交付税算入が高いとはいえ、この起債の返済というところでいけば、その額面というのは大きく積み上がるというのは承知しております。そういう意味では財政運営は大変厳しいものになってくるとは思います。

ただ、その中でも、やはり起債の額も増えますが、交付税算入額もそこに入ってくるという

ところも見込みまして、今の我々が何度も行っているシミュレーションの中では何とか、本当に厳しい状況ではあるがやっていけるといったシミュレーションを立てておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

[12番議員挙手]

議長（高山由行君）

12番 谷口鈴男君。

[発言する者あり]

町長から発言が求められておりますので、町長の発言を許します。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

担当ではちょっとずばりと言いつらいと思いますので、行財政というのは、民間の経営と若干違って複雑になっているのは歳入の部分です。歳入がどうあるかということが、その仕組み上理解できていないと、より難しいものになってくると。私が責められた頃も理解できていない人が責めていたんで、実際には話が成立しませんでしたけれども、そういうことも議会の皆さんには知っておいていただきたいと思うのは、先ほど谷口議員が、地方債が55億円、50億円を超えているという指摘をされました。地方債ですので、御嵩町が返す借金になっているんですけど、歴史的に言えば、これは小泉政権まで遡ります。小泉政権が赤字国債を出さないということを宣言されて臨まれた12月の定例会か何かで本当に宣言どおりにされたんですけど、実は地方交付税の3回分が計算されていなかったと。多分官僚は慌てたんだと思うんですね。それを臨時財政対策債として地方で借入れをしてくれと、元金も金利も国が支払うということで借入れをした経緯があります。日本全国、地方交付税を受けている市町村は全てであります。今年あたりから若干地方財政対策債は減って、むしろ今回の定例会の補正予算でも出してありますけれども、地方交付税が増えている。臨時財政対策債に頼らないという仕組みを改めて構築しようとしているんだなと私は感じておりますけれども、この件に関して、地方債ではあるんですけど地方に責任はないと私は思っております。それが3分の2ぐらいはありますので、実質今、御嵩町が持ち得る財源というのは、基金等々で清算しようと思えば清算できるだけの、無借金にできるという状況に御嵩町はあります。

下水に関して言うなら、下水は使ってもらった方が料金を払うという仕組みではありますので、下水に関しては一気に返すこともできませんし、地方債についても、例えば先ほど5年据置きと言いましたけれども、10年返済とか20年返済、30年返済、最長はそのぐらいだったと思いますけれども、それを飛び越えてやって返してはいけないというルールがありますので、こちらに貯金は持っているけど借金が毎年の分しか返せないというのが現状でありますので、地方債

そのものが臨時財政対策債の部分が入っている。ただ、これは将来負担比率にも実質公債費比率にも入れる必要がないという借金ですので、私は、それを返すことは基本的にはあまり重視してはおりません。国が必要な分だけ出してくるというふうに解釈をしております。以上です。

[12番議員挙手]

議長（高山由行君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

下水道特別会計の償還金等は、これはもう近い将来減額してくると、これは約3億円か4億円ですが、しかし、下水道にしても近い将来、敷設管の更新計画だとか全体計画の見直しというのは当然図っていく。そのための基金造成というのは、いわゆる企業会計自体ではやっぱり企業会計の防衛能力としてそれはそれでお互いに図っていく必要があるということから、これが全て一般会計の持ち出し分に全て還元されるというふうには私どもは一切考えておりません。

大事なことは、平準化計画に見直しをかけろと言いましたのは、まず将来に対する財政シミュレーションが明確でないということをもまず原点として、将来的に町民の生活を圧迫するような状況、例えば上下水道の料金の値上げだとか、さらには土地等のいわゆる資産に対する課税比率の上昇であるとか、また社会保障費、公共施設の老朽化等について大きく影響を及ぼすとかというようなことがないように、事前にやはり計画性を持つべきじゃないかというのが今回の質問の趣旨でありました。

いずれにしても、事業計画が進行中でありますので慎重に、しかし決して無理のないように、いつでも見直しをかけられるぐらいの余裕を持って、やはり事に当たるべき性格であるというふうに考えておりますので、その点、十分留意されて行政運営にかけていただきたいというふうに思います。これで質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

これで谷口鈴男君の一般質問を終わります。

引き続き、一般質問を行います。

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

それでは、お許しをいただきましたので、今日は大きく1点、中に3点ほどの質問をいたします。

リニア中央新幹線美佐野トンネル工事の発生土・要対策土の処分についての町民への説明はどのようにするか。

今回この件について、3点質問をいたします。

1点目は町長が言われるプロの意見を聞くという点についてであります。

令和3年第1回定例会における私の一般質問で、町長はプロの意見を聞いてみたいと思っているので、4月からそうした方々にアプローチをしていきたいと答弁されました。それで、私は第2回定例会でその進捗状況について質問いたしました。町長は、プロや学識者、いろいろ当たりました。候補を上げましたけれど、残念ながらこういう方々はほとんど国策であるリニア中央新幹線の事業に関わっておみえになります。当然、要対策土のことが出ればどのように対策していくのかということ、そうした有識者の方々が加わった形で議論をしておみえになるということもよく分かりました。中略ですが、私はどちらにもくみせず、極端な反対ばかり言う人の話ではなく、極端にこれでいいと言い切るような方ではなく、心配なところは心配だよということをお願いする平均的な感覚の方の話を聞いて、それらをワンセットにして町民に説明していきたいと思っています。中略ですが、コロナで動きが取れないというのは現実であります。ワクチン接種が7月の終わりに2回目が終了する予定なので、それから探すことはできますので、行動に移していきたいというふうに思いますと答弁されています。

町民への説明の在り方については次にお聞きいたしますので、まずは町長の言われますプロの方という、プロの方は見つかりましたでしょうか。プロの方が見つかり、御意見を伺うということができたのであれば町民への説明ができるのでしょうか、見つからなければ町民への説明に進めないのではないかと思います。現段階で見つかっていないということであれば、いつ頃までにそういう方を見つけるのかというめどはお考えでしょうかという、私は質問通告書を出しましたけれども、先ほどの山田議員の答弁の中で専門家に相談をされたということをおっしゃいました。そこで、この点については、もう進捗状況ということでは相談してきたということであると思うんですが、その点について、もう少し詳しく御答弁をいただけたらと思います。

次に、2点目でございます。

町民への説明の在り方についてです。

第2回定例会の答弁で、心配なところは心配だよということをお願いする平均的な感覚の方の話を聞いて、それらをワンセットにして町民に説明したいと思っていますとおっしゃっています。これはトンネルから出る発生土・要対策土を受け入れることについて、メリット、デメリットを示して町民に説明するということだと解釈をしています。行政懇談会のような形が望ましいとおっしゃっていますが、具体的にいつ頃、どのような形で説明会を開催されるのかお聞きしたいです。上之郷地区の自治会長からも説明会開催の要望の声が上がっていると伺っています。ということで、2点目は町長への説明会の在り方について御答弁をお願いします。

3点目でございます。

御嵩町議会は、令和元年8月30日からこれまで4回、JR東海から説明を聞いています。町長は議会の答弁で、議会は町民の代表でありますから、当然JR東海として情報公開の意思はあると私は思っていますと言われていました。そのときの資料と議事録を全部御嵩町のホームページに公開していただけないでしょうかということで、以上3点質問いたしますので、御答弁をよろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

岡本隆子議員の質問にお答えをいたします。

多分納得いかないというお気持ちであろうかと思えます。

専門家についてでありますがお会いしました、8月に入ってから。先ほど山田議員に申し上げたとおりの方々です。大学や名前等々については、先方に迷惑がかかるといけませんので、控えさせていただきます。

専門家の中の1人は、コロナ禍ですので、結局3人お見えになる中の1人はリモートでその場でやりました。そういう状況であるというのも理解をしていただきたいなというふうに思っております。これはありとあらゆる動きに対して、コロナを意識せずにやれるということは現在の状況ではあまり考えられないと。むしろ町として行政として何もできない悔しさはありますけれど、コロナ禍において人と人の接触をなるべく少なくしていくことしか対策はできませんので、こうした選択をされる大学の先生がお見えになっても何も不思議ではないというふうに思っております。

その中で私自身が改めて思ったのは、こういうことを専門にしておられる方は、土の処分はありきという立場の方で研究をしてみえるという方ばかりですので、直接利害関係者でなければ、逆のことを言われるかといえば、そういうことも出てこないんだなということは改めて思いました。相談をするとしたら、いかに安全性が高くなるのかと、どのように住民に理解をしていただくのかというアドバイスなど、そういうものをいただくような形が望ましいのではないかとことを思います。

私も直接御本人に確認いたしました、JR東海リニア中央新幹線事業には関わってはいないと。盛土関係については、これまでいろんなところで相談を受けて現場を見てきているということで経験はしていますよというお話でしたので、そういう意味では利害関係者ではないということもよく分かりましたけれど、非常に適切なアドバイスもいただきました。住民にどう理解を得るのかということについてもお話をさせていただいたということでもあります。

その中で、アドバイスの具体的なものについては、JR側の情報の開示、これが大切なことだと。あとは水についてのモニタリングをあまり短期間で終了するのではなくて、やはりずっとやっていかなきゃいけないものだというアドバイスもいただきました。非常にそういう意味ではフラットな意見交換ができた満足しております。信頼のおける専門家に出会うことができたということで、非常に満足しております。

2点目、全問答弁すればよかったですね。

2点目の質問については、基本的にはワンセットにできると思います。今、専門家に指摘を受けたような形で、こういうこともあると。そのほかも話はしておりますので、イエス・ノーの間ではもう私は話ができないと、そう判断しておりますので、ただこういう心配もありますよということは必ず言うていけると思いますので、住民の方がどうお聞きになってと。私は今、中立で何も決めていませんと言っても、多分町民は受け入れる側の説明をするんだらうなと、そう思われると思いますので、この際でするので明確にしておいたほうがいいという考えの下、今日に至ったわけではありますが、懸念のあるところは懸念があるということは町民には伝えていきたいと思っております。

ただ産廃問題のときは、ものが違うというか、基本的に違うということから、どれだけ抜け出して考えていただけるのかということが問題になるだろうと思っております。産廃問題のときには、ある意味お金がもらえるということがありました。正直に申し上げて、当時の柳川町長の説明も私はとても中立で話をしているとは聞こえなかった。これが中立だとしたら、本当にそうかと疑問を持ちながら聞いていました。ふるさとを切り売りしてお金を得ると、そういう行為に対しての軽蔑の意を非常に込めて話をしておられると感じておりましたので、決して中立だと言い切れないということであろうかと思っております。この問題については、メリット、デメリットでいうならメリットはありません。私はそう思っています。お金の話もしたことありませんし、安全性のことしか言わないというような話になってきますので、分からないところを聞くということになってきますので、私の御嵩町政におけるプラスにはならない、御嵩町民にとってもプラスにはならない、メリットがあるとは思えない。しかし、あるとしたら、長年誘致といいますか、早く事業を進めてくれと言ってきた期成同盟会の一員として当該自治体の責任が果たせるということぐらいかなというふうに思っております。

3点目についてですが、これは岡本議員、ちょっと私の言ったことを解釈違いしておられると思います。平たく分かりやすく言うてしまうと、私の答弁の内容で言いたかったことは、岡本議員は町民の代表であります。JR東海として、書類の右上辺りには嚴重注意とかいろいろ書いてありますけれど、JR東海としては岡本議員にそうした資料を渡すこと自体もう公開していると、公開されるということは想定範囲内ではないのかなということを申し上げたかつ

た。行政としてもこれからはいろんな形で町民へ伝えていくつもりではありますけれど、少なくとも岡本議員からも発信をされればいいというふうには思っています。一度書類について、J R 東海には確認をしたいというふうに思っております。本日の質疑については、岡本議員も到底納得されてはいないとは思いますが、再質問があたりになるのであれば聞いていただければ、答えられる範囲は答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

[11番議員挙手]

議長（高山由行君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

町長が予想してくださったとおり、到底納得のいかない気持ちでいっぱいです。山田議員の通告書を見たときに、もしやというふうには思っていましたけれども、大体想定はしていましたが、こういう御答弁には納得いきません。

なぜかと言いますと、これまで町長は安全なものしか入れないというふうにおっしゃっていました。これは、今町長はちょっと眉をしかめてみえるので、私、大体これまでに8回質問してきています。全部読み返して一覧表にしてみましたけれども、いいですか、平成27年第1回のときに、町長はまずJ R から説明を聞いて断る場合もあるというふうにおっしゃっていますね。そして、次のときには、今度は平成28年第2回です。町民との合意形成をしなければいけないというふうにおっしゃっています。そして、平成29年第2回定例会6月12日の一般質問ですけれども、これはJ R の土、安全なものしか入れないというふうにおっしゃっています。そして令和2年、去年の第3回、1年前ですね。遮水シートではこういうのは止まらないと、また破損した場合には駄目じゃないかとおっしゃっています。そして同じときにですけれども、遮水シートは御嵩町では27年か前に否定しているとおっしゃっています。そのように、遮水シートについても御嵩町では駄目だと、そして安全なものしか入れないというふうにずうっとおっしゃって見えましたが、専門家の3人の方に会われたということなんですけれども、この2年間ずうっと言ってみえたことが、その3人の専門家の方に会われて、この1回、何回お話をどういうふうに聞かれたかは分かりませんが、こうやって簡単に前言を翻されてしまわれたということに、私としては驚きを禁じ得ません。そして、プロの方の御意見というのは今説明をいただいたとおりだと思いますが、私もぜひこのプロの方の御意見というのをお聞きしたいと思います。お尋ねしたいこともたくさんあります。

町長、今後ですけれども、町長はこれで方向性を示されたわけですね。それで、まずその平成28年ですけれども、町民との合意形成をしなければならぬというふうにおっしゃっています。そしてそのときに、これは森島前参事が、状況が変わってきた場合には議会及び町民の説

明の機会を設けるとおっしゃってしまして、町民にも説明をするということをやうとおっしゃっていますけれども、町長は方向性を示されたんですが、これはまず町長の方向性ですが、まず町民に説明をする、そして先ほど町長は町民に判断を委ねるものではないというふうにおっしゃっていますが、やっぱりここは町民の意見を聞こう、説明をするとおっしゃっている以上、町民の意見を聞くおつもりなのだというふうに思いますが、まず町民の意見を聞かれるということについては、聞かれて、今の判断は流動的なものなのか、町民の意見を聞いて、もうそれは変わらないものなのかというその辺り、そこが1点お伺いしたいです。

それから御嵩町は、もう一つ、環境基本条例がありますね。この環境基本条例をやはりクリアしなければいけないと思いますけれども、この環境基本条例についてはどういうふうこれを扱っていかれるのか。この環境基本条例というのは、官民一体となって住民参加の下でつくり上げたもので、これは柳川町政のときですね、平成15年4月1日から施行された21世紀は環境の世紀であるというふうで始まっていますが、この環境基本条例をどうやってクリアしていかれるのかということ。

それから、すみません、再質問を整理しますと、環境基本条例をどういうふうと考えていくか。それから、町民との合意形成を図るという中で、どういうふう町民との合意形成をされていくのか。そして、プロの方の意見、町長は、前は検討委員会をつくるかどうかは分からないとおっしゃっていたんですが、今後こういったプロの方を入れた検討委員会を設置しているんな方の町民も交えた意見をお聞きになるお考えがあるのか。まず、その3点について、御答弁をお願いいたします。

議長（高山由行君）

町長の答弁を求めます。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

ちょっと突然のことで、まとまり感のない再質問でありますけれど、答弁漏れがございましたら御指摘を願いたいと思います。

簡単に結論を出したとおっしゃるんですが、簡単ではありませんよ、こんなこと。簡単なはずないです。もともと多分岡本議員、疑ってみえたと思いますが、少なくとも私は産廃処分場でも矢面に立ってでもやるべきことはやってきた。手柄は取っていませんけれど、どこかの誰かが持っていっただけの話ではありますけれど、そういう人はいっぱいいます。そういう中で整合性というのはどう取るんだと、本当に悩みましたよ。最初の話聞いてから2年間ぐらいたっていると思いますが簡単ではないですよ。何か御褒美があれば、こういうものがありますよということも言えるんですが、何にもない状態ですので、決して簡単な決断ではござ

いません。ただ、今の質問の中の雰囲気でも、やっぱり私が受け入れることを前提に岡本議員は思考が回っているというふうに感じます。そう思われ続けてきたんだろうなというふうには思います。その点、岡本議員に逆質問をしてみても、はっきりされないというのも私としては釈然としないというふうに思っております。

町民に委ねるべきではない性質のもの、これはもうメリットとかデメリットとか言い出した時点で、これは無理だなと思わざるを得ないと思います。分かりやすくするには、私が受け入れることを前提に協議に入るということは、こういうところもきちんとしてもらわなきゃいけないということは明確に指摘をしながら、町民に説明をしていくと。当然、JRもプロですので、いわゆる工学部出身者ばかりですので、説明の事細かについては彼らにさせるということになると思いますけれど、私も全部が全部もろ手を挙げてこれでいいと言っているわけではありませんので、どれだけそうした情報の開示であるとか、施工の変更であるとかということで、詰めていけるかということであろうかと思えます。町民に説明をしても、多分もともとおまえは賛成だろうと、多分そうなるだろうなということはおおよそ想像はしておりますけれど、全てにおいて簡単な話ではないということです。

環境基本条例をクリアするということについては、これは行政もタッチしていくわけですが、主はJR東海です。これは企業です。先日の説明会で、私はコロナ禍においてこんな説明会を開くのっていかなものかということも申し上げましたが、もうほぼ決めていたので、一企業に対して町が止めろとは言えませんねというレベルの話しかしていませんので、関わりがこれまでは逆に言うことができなかったということでもあります。受入れ前提に話をするることによって、そうした場合でも関わりが持てるようになるということも言えるかと思っておりますので、しっかりとやっていきたいというふうに思っています。

[11番議員挙手]

議長（高山由行君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

もろ手を挙げて賛成していない、今後情報を開示して施工の変更など求めていくという、安全性を追求していくということだと思うんですが、まず町民に対しては、説明会の件なんですけれども、開催をされるわけですね。行政懇談会のような形ですと、今まで幾つかテーマがありまして、それで事前に質問を出してもらって、そして当日説明をして、その質問に対しては配る、そして当日の質問も休み時間とかに受けて答えるというような感じだったと思うんですが、そういうふうに、まず1点、このリニアだけの問題で説明会をされるのか。

それから、2点目ですが、そういった質疑が可能な町民との、要は町民の声がちゃんと聞け

るような説明会ができるのか。そして、コロナということは先ほどから言われていますし、確かにそうではあります。かと言って、コロナを言い訳にということちょっとあれですけど、コロナであっても可能な範囲でここはやるべきだと思うんですが、そういった説明会についてのお考えをもう一度お聞かせください。

議長（高山由行君）

町長でよろしいか。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

コロナを言い訳にしているというわけではございません。岡本議員、こういうものを開催して、僕は来週でもいいと思っていますよ、責任は全部負ってもらえますか、感染拡大をした場合。見えない敵と闘うということはそういうことだと思います。一つ事に集中して、あまり1点に集中し過ぎると、コロナはどうでもいいじゃないかというふうに聞こえる。取りあえず9月末までは緊急事態宣言が継続されると。そこまでで、今ワクチンがなかなか接種できない、回ってこないという状況になって、ワクチン接種はどれだけ進むのか、また感染者の数値はどれだけ下がるのか、これを見極めて、できれば年内にやりたいなというふうに思っています。

何というか、普通の行政という言い方はおかしいかもしれませんが、当然、質疑応答も加えていくというのは当たり前のことです。初歩的なことをお聞きになっても、何で今さらそんなことを聞くんだろうというふうに思いつつ今聞いておりましたけれども、罵倒はしていただきたくないなと思いますが、冷静にきちんと質問をしていただければ答えられることには答えていく。これ、専門的なことになったら、多分JR側が答えたほうが良いということも多くあると思いますので、その場にはJR側も立ち会わせたい。何か来年春にはやりたいというようなことは言っていたようではありますけれど、やはり喫緊の課題であるということも事実でありますので、御嵩町のほうが今度は要請をするということになるかもしれません。そういう意味では、今まで私、JRと単独で話というのはほとんどしたことがないんです、実は。議会と一緒に聞くその段取りの中で、いつやろうか、いつというようなことはやりますけれど、技術的なこととか安全対策とか、そういうものは全て議会と一緒に聞くという姿勢でやってきましたので、今後は多少会って話をすることもあるかもしれないとは思っております。以上です。

[11番議員挙手]

議長（高山由行君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

ありがとうございました。説明会については分かりました。

それで、先ほどのちょっと専門家の話に戻るんですが、今後そういった専門家の方が御嵩町に来られて、何か先ほど町長は今後安全策とか詰めていかなきゃいけないこと、いろいろあるとおっしゃっていたんですが、そういったところに、そういった専門家の方々が今後も、町長がこれとは思われた方だそうですので、そういった方が今後も御嵩町に関わっていただくのか、あるいは検討委員会のようなものを設置するのか、その辺りのお考えがあればお聞かせください。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

これも、私が逆に用意した人であると、人はどう思うかといえば、それなりの方向性でものをおっしゃるんだらうというふうにはしか取られない。それぐらいのことは私は分かっているつもりですので、少なくとも私がお話をしてきた最後をお願いしたのは、これからも何か私自身確認したいと、ちょっと相談させていただきたいというときには時間をいただけますかということをお願いをしてまいりましたので、私自身の相談には乗っていただくということになるかと思いますが、少なくとも専門家、これは受入れを前提とした専門家であるとしたら、JR側が用意してもいいというふうには思っておりますので、そうそう今は、本当に私、東京も行くぞと思っていたんですけど、ないんですよ、会ってもらえる人が。そのぐらい厳しいんですよ、コロナ禍においては本当に厳しい。それを肌で感じていますので、今後その推移によっていろんなことが変わってくるというふうに思います。

ただ当然、事業者としては結論を急ぎたいというのが出てくるでしょうから、そこもコントロールしながらということはあるかと思えます。以上です。

[11番議員挙手]

議長（高山由行君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

ありがとうございました。

これで質問は終わりますが、最後にですけれども、今までこのリニアに関して全く御嵩町のホームページ等に情報を公開されることというのはなかったんですが、今後JRからの説明、そしてまた3月にJRがやると言っていましたけれども、そういった資料をぜひJRの事業ではありますが、町有地に関わってきていることですので、ぜひリンクを貼るとか、見られるようなことを交渉していただきたいということをお願いします。そして、会議録などもあれば、

そういったものもぜひ情報公開という方向で交渉していただけるようお願いをして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は午後1時とします。

午前11時31分 休憩

午後1時00分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

NHK様より午後からの撮影の依頼がございましたので、これを許可いたします。

午前に引き続き一般質問を続けます。

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

議長のお許しを得ましたので、通告書どおりに一般質問をさせていただきます。

昼からするのは初めてですので、うまくしゃべれるかとっても不安です。

令和3年第1回定例会の一般質問で、第3次御嵩町地域福祉計画に基づき、障害者の雇用対策について一般質問をしました。今回は障害者に対しての教育、特に小・中学校での障害を持つ児童・生徒への教育についてお伺いいたします。

21世紀御嵩町教育・夢プラン第3次改訂版（5年目）です。令和2年4月1日、御嵩町教育委員会発行、26ページ、御嵩町小・中学校教育指導の方針と重点についてをまず読み上げさせていただきます。

特別支援教育の重点、一人一人の教育的ニーズに応じ、自立し社会参加するための基盤となる力を育てるとし、通常学級に在籍する発達障害のある児童・生徒を含め、一人一人の教育的ニーズや学力・学習状況を正しく理解し、全教職員が組織的に合理的配慮に努め、指導に当たるよう校内支援体制を充実させる。また、本人、保護者との合意形成及び関係機関との連携の下、合理的配慮の継続的な影響及び定期的な見直しができるよう、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用し、一人一人が主体的に活動できるよう、指導的内容や指導方法、評価を工夫改善する。

実践項目として、一人一人の教育的ニーズを正しく理解し、特別支援教育コーディネーターを中心とし、全教職員が組織的に合理的配慮に努め、指導をする。②一人一人の能力や特性が発揮できるよう、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用し、一貫した支援を行うよう努めるといふように、21世紀御嵩町教育・夢プランに記載があります。

ここ数年特に、幸いなことに、障害のある児童・生徒に関する教育の枠組みは確実に広がっているように思われます。文部科学省の特別支援教育資料の中で、令和元年度の通級による指導実施状況調査結果についてを見ますと、国公立、私立の小・中・高等学校の通級による指導を受けている児童・生徒数は13万4,185人、前年度は12万3,095名で、1万1,090名増加しています。障害の種別では、言語障害が937名、自閉症が1,460名、情緒障害3,083名、学習障害が2,096名、注意欠陥多動性障害ADHDが3,409人の増になっています。

ここで、第1の質問をします。

現在、障害をお持ちの児童・生徒で、町内小・中学校の通常学級に何人在籍してみえますか。そのような障害を持つ児童・生徒が、小・中学校の通常学級に籍を置きながら授業を受けていますか。そして、特別支援学級に籍を置き、授業によって普通学級に通う児童・生徒はお見えですか。基準、規定はありませんか。この点についてお教えてください。

その上に第2の質問をします。

教職員のマンパワーの確保についてです。

今後必要になっていくのは、障害がある児童・生徒に関わる教職員のマンパワーの確保だと思います。急激に枠は広がってきたものの、教員の人数と力量が追いついているのかが心配です。例えば、今後数年で定年となる経験豊富な教員の再任用など、世代交代をしながら育成強化を図るなどのお考えはありますか。教育長の考える特別支援教育を担う人材の確保及び育成を今後どのように進めていくのか、見解をお伺いいたします。

最後に第3の質問です。

障害児の立場から、21世紀御嵩町教育・夢プランの具体的な考察を伺います。

先ほど読み上げたとおり、通常学級に在籍する発達障害のある児童・生徒を含めて、一人一人の教育的ニーズや学力・学習状況を正しく理解し、全教職員が組織的に合理的配慮に努め指導に当たるよう、校内支援体制を充実させるというふうになってはいますが、この中の教職員の合理的配慮または校内支援体制はどのようなことが今なされていますか。点検やチェックはされていますか。改善された点や、または強化されたことがありましたらお教えてください。また、夢プランにはインクルーシブ教育システム、これは、障害者権利条約の言葉を引用すると障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みで、障害のある者が一般的教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域で、初等・中等教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において、初等・中等教育の機会が与えられることが具体的に書かれては、私はいないように思います。

教育長の夢プランに込めたインクルーシブ教育システムとは、どのようにお考えなのでしょう。御見解をお伺いいたします。

以上3点、これから以下のことについてお聞きします。

1. 障害を持つ児童・生徒の町内小学校の通常学級の在籍状況と、特別支援学級から通常学級へ現在通級されているか、その状況について。

2番、教職員のマンパワーの確保及び育成の考え方。

3番、障害児の立場からの21世紀御嵩町教育・夢プランの考察。

この3点について、御答弁のほうをよろしくお願ひいたします。

議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

教育長 高木俊朗君。

教育長（高木俊朗君）

福井議員の御質問に対し、まず初めに教育・夢プランに込めたインクルーシブ教育システムについての考えをお答えいたします。

障害者の権利に関する条約第24条によれば、インクルーシブ教育システム、包容する教育制度といいますが、とは、人間の多様性を尊重し、障害者が精神的・身体的能力を最大限度発達させ、自由な社会に効果的に参加するために障害のある者となない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等・中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供される等が必要とされています。よって、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システムの構築のために特別支援教育を着実に進めていくことは重要な使命であると考えています。

さらに、インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据え、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要だと考えています。そのために、各小・中学校における通常の学級、そして通級による指導、特別支援学級の指導、特別支援学校での指導といった連続性のある多様な学びの場を用意しておくことが必要となっているのです。

以上の考えは、岐阜県の各教育委員会共通の立場でもあります。21世紀御嵩町教育・夢プランの特別支援教育に関わる内容については、全てインクルーシブ教育システムを前提とした表記になっていますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

次に、障害のある児童・生徒は、通常学級に何人在籍しているか。どのような障害のある児童・生徒が通常学級に籍を置き授業を受けているのか。特別支援学級に籍を置き、授業によって通常学級に通う児童・生徒はいるのか。基準、規定はあるのかについてお答えいたします。そのために、御嵩町の特別支援教育の実態について詳しくお話しいたします。その中で、合理

的配慮と校内支援体制についてもお話いたします。

まず第1は、県立でありますけれども特別支援学校です。

特別支援学校では、可能な限り自立し社会参加ができるように、障害の状態や発達段階に応じた教育内容・方法により、手厚くきめ細かな教育を行っています。また、小学校及び中学校の義務教育に対応してそれぞれ小学部と中学部があり、高等部も置くことができるようになっています。さらに幼稚園、小・中学校や高等学校、保護者、地域からの特別支援教育についての相談にも応じています。

御嵩町の児童・生徒で可茂特別支援学校の在籍者は、小学部に5名、中学部に5名、高等部に5名、計15名であります。特別支援学校では、児童・生徒の生活する地域の小・中学校、高等学校との交流教育に力を入れています。これは、児童・生徒の経験を広げて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むことを目的としています。さらに、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が共通の目的を持って学習を深める交流及び共同学習として進めています。

次に、第2は特別支援学級です。

特別支援学級では、障害の比較的軽い児童・生徒の自立と社会参加を図るために、一人一人の障害の種類や特性などを配慮しながら、小・中学校に準じた教育を行っています。きめ細かな対応ができるように少人数の編成がなされており、一人一人に応じた効果的な指導が行われています。指導内容によっては、通常の学級の児童・生徒と一緒に学習ができるように配慮されています。

なお、障害の種類に合わせて次のような特別支援学級が各学校では設置されています。

まず、知的障害特別支援学級は御嵩町に6学級あり、32名の児童・生徒が在籍しています。御嵩小学校が2学級で10名、伏見小学校が2学級で11名、向陽中学校が1学級で6名、共和中学校が1学級で5名です。自閉症・情緒障害特別支援学級は御嵩町には4学級あり、16名の児童・生徒が在籍しています。御嵩小学校が1学級6名、伏見小学校が1学級4名、向陽中学校が1学級2名、共和中学校が1学級4名です。肢体不自由特別支援学級は、今年度はありません。

特別支援学級では、障害のある児童・生徒一人一人について指導の目標や内容、配慮事項などを示した計画として、個別の指導計画を作成し、教職員の共通理解の下にきめ細かな指導を行っています。教科の中には通常の学級、これを親学級と呼んでおりますが、そこでの交流により学習したほうが効果があると判断した場合には、通常の学級で学習をしています。これらは個別の指導計画に位置づけられています。また、障害のある児童・生徒については、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って、幼児期から学校卒業後

までの一貫した支援を行うことが重要であります。このため、家庭や医療機関、福祉施設などの関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示した計画として、個別の教育支援計画を作成しています。この計画は保護者とともに作成しております。

第3は、通級による指導です。

通級による指導は、通常の学級で学びながら、おおむね週1時間から2時間専門的な指導を受けるものです。

御嵩町には次の2つの教室があります。1つはLD・ADHD等通級指導教室で、御嵩町ではかがやき教室と呼んでいます。集団で学習することが苦手な児童・生徒や自分の気持ちをうまく説明することが苦手な児童・生徒を支援する教室です。御嵩小学校には2教室あり、44名の児童が通常の学級から通級しています。伏見小学校には1教室で、28名の児童が通常の学級から通級しています。御嵩小学校の担当の先生が巡回指導で、上之郷小学校で7名、上之郷中学校で1名、向陽中学校で2名を指導しています。伏見小学校の担当の先生が巡回指導で、共和中学校で1名指導しています。LD・ADHD等通級指導教室へ通級したり巡回指導を受けたりしている児童・生徒は、現在合計83名です。

もう一つは言語通級指導教室で、御嵩町では言語教室と呼んでいます。発音やコミュニケーションが苦手な児童・生徒を支援する教室です。御嵩小学校に1教室設置し、19名が通常の学級から通級しています。上之郷小学校1名と伏見小学校3名の児童は、御嵩小学校の教室に保護者の送迎で通級しています。言語教室には現在23名がいます。

通級の指導でも指導に当たっては個別の指導計画を作成していますし、どの時期にどのような指導を受けてきたのか、今後の指導の在り方をどうするのか等の計画として、個別の教育支援計画も作成しています。

次に、就学先を決めるまでについてであります。

御嵩町では、御嵩町教育支援委員会、これを5月と7月と10月に開催し、11月の就学先についての具体的な相談までの間、特別支援学校や小・中学校特別支援学級、通級指導教室の見学をはじめ、様々な教育相談に応じています。7月から9月までには、教育支援委員会の委員が各園を訪問し、年長児の様子を見させていただいています。11月末には就学先を決め、県教育委員会へ報告いたします。御嵩町教育支援委員会のメンバーは、教育委員会を事務局として学校医、中濃子ども相談センター、可茂特別支援学校、各小・中学校長、担当教頭、通級指導担当、保育園長、子育て支援センター、ことばの教室、保健センター等々計30名で組織しています。

令和2年度の就学指導対象者は、幼稚園・保育園から36名、小学校から93名、中学校から17名の計146名が上がってまいりました。各小・中学校では、校内支援体制として校内の教育支

援委員会を設置し、困り感を持っている児童・生徒や障害のある児童・生徒の情報収集や情報交流に努めています。内容としては、基本的な生活の様子、学校での生活の様子、学習や作業の様子、医療・専門機関の診断書等の情報、諸検査の結果、保護者の意向や願い、学校における合理的配慮等々で交流しています。ここで言う学校における合理的配慮とは、障害のある児童・生徒が、障害のない児童・生徒と平等に教育を受ける権利を確保するために必要な配慮を行うことです。合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、学校と本人、保護者により、発達の段階を考慮しつつ可能な限り合意形成を図った上で決定しています。その内容は、個別の教育支援計画にも明記しております。校内の教育支援委員会で検討され、就学指導対象者を決定し、御嵩町教育支援委員会に報告するわけです。令和2年度は、その数が町全体で146名だったわけです。

御嵩町教育支援委員会は、令和2年度、3回の会議を行い、146名の就学先として、特別支援学校に2名、特別支援学級に59名、通級による指導に75名、通常の学級での要観察に10名と総合的に判断しました。そして、保護者との就学相談を進めてきました。その結果、現在令和3年度の就学については、特別支援学級に48名、通級による指導に106名、通常の学級での要観察に8名となり、全体で162名になりました。人数が増えているのは、令和2年度の第3回教育支援委員会後に学校から上がってきた児童・生徒があり、追加判断しているからであります。本年度は、県立を除いて御嵩町の児童・生徒1,365名中162名、全体の約12%の児童・生徒が特別支援教育を受けていることとなります。

次に、特別支援教育に関わる教職員のマンパワーの確保及び育成についてです。

特別支援学級の担任や通級による指導の担当者は、全て県費教職員です。岐阜県教育委員会へ御嵩町教育委員会として要望する形で人事は進められています。先ほど、特別支援教育の学級数、教室数、そして児童・生徒数を報告しましたが、担任担当者の数であります。御嵩町では、知的障害特別支援学級の担任は6名、自閉症・情緒障害特別支援学級の担任は4名、LD・ADHD等通級指導教室、かがやき教室の担当は3名、言語通級指導教室、言語教室の担当は1名で、計14名です。御嵩町教育委員会は、ベテランの先生や特別支援教育経験者である先生が担任や担当に配置できるよう、校長との人事懇談を綿密に行っています。ちなみに、14名の平均年齢は48歳です。この二、三年、力のある先生が退職され、再任用として特別支援教育を担任担当される例が続き、現在3名見えます。今後も、退職される教職員への働きかけを進めていきたいと思っています。

さらに、御嵩小学校には特別支援教育担当の加配教頭が配置され、御嵩町教育委員会学校教育課の指導主事とともに、特別支援教室の核となって活躍されています。また、各学校には特別支援コーディネーターを1名ずつ任命し、校内の教育支援委員会を推進し、御嵩町教育委員

会での年3回の特別支援コーディネーター会を通して、特別支援教育の情報交流や研修等に努めているところであります。初めて特別支援教室の担任担当となった先生に対しては、各校の特別支援コーディネーターによる指導のほか、岐阜県教育委員会主催の研修や岐阜県総合教育センターの資料等を活用して研修するようにしています。

最後に、特別支援教育の点検、チェックについてです。

21世紀御嵩町教育・夢プランの御嵩町小・中学校教育指導の方針と重点にある実践項目については、御嵩町の全教職員が前期と後期に点検評価を実施しています。その結果を持ち寄り、教頭先生を委員とした評価委員会で考察し、成果と課題を明確にして各学校に戻しています。特別支援教育の実践項目の先ほど読み上げられた2点については、達成度が80%を超え、大変高い評価を得ています。

また、21世紀御嵩町教育・夢プランの全体の部で、特別支援教育の充実の具体的な実践項目についての教育委員会事務局の評価は、次のようです。

1. 合理的配慮を明確にした個別の教育支援計画作成の意義を確認し、一人一人に合った支援ができるようにした。また、4・5月に個別の指導計画を作成し、見通しを持って指導することも確認した。

2. 御嵩町教育支援委員会では、一人一人の障害の様態を見極めながら、委員会の判断をしつつ保護者と連絡を取り、最善の支援が行える体制ができている。

最後3. インクルーシブ教育を前提に、ユニバーサルデザインの授業づくりに取り組んでいる。1時間の流れを明確にした提示の活用もされている。ICTの活用により個別最適化の授業を目指している等々、全体的によく取り組んでいるという評価になっております。

以上、大変長くなりましたが答弁を終わらせていただきます。

[2番議員挙手]

議長（高山由行君）

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

実は、今回私がこの障害児について一般質問した理由というのは、教育長の障害児教育の姿勢をちょっとお聞きしたかったからです。その背景に、去年、ある親から私の耳に信じられない言葉が届いたんです。それは、昨年度の町内の小学生の新入生の説明会だったと思うんですけど、教育委員会の担当者が説明会のときに、特別支援学校、特別教室には普通じゃない子が入ると、公の場で説明されたということが聞こえてきたからです。私、耳を疑いました。というのは、自分の子供が重い自閉症で特別支援学校なんですけど、25年前の記憶がまざまざとよみがえったからです。もう66歳になるんですけど、多分私が一番つらい日とその就学説明会

の日だったと思います。女房は、もうとても私は行けませんと言って、当日私が伺ったんですけれども、もう自分の子供が障害があるというのがもう完全に分かっていたもので、今日はどういう話になるだろう、どういうことになるだろうと、本当にこんな私でも不安でしようがなかったです。多分、どの親御さんも多かれ少なかれ、全てそういう気持ちじゃなかったのかなと思います。そんなときに、足元である本町の教育委員会が普通じゃない子という表現をされたことについて、そんな表現がどうして出るんかということ、教育長個人のみならず教育委員会の組織としてどうなのかなということ、1回お伺いしたかったから、この質問をしたんです。本当に合理的配慮ができるのかなという心配も持っています。

ここで、そのことに関することについて一度お答えください。お願いします。

議長（高山由行君）

教育長、答弁よろしいか。

教育長 高木俊朗君。

教育長（高木俊朗君）

本当に申し訳ないなど。去年のことですか、それは。

2番（福井俊雄君）

はい。

教育長（高木俊朗君）

担当者、ちょっと今年9月30日、そして10月の8日でしたか、ありますので、もう一度、再度担当者に教育をきちっとしていきたいということを思います。

ただただ申し訳ないなどということで、指導を徹底していきたいということを思いますので、お許してください。

[2番議員挙手]

議長（高山由行君）

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

今の話は、教育委員会のほうにクレームの電話もされたということですので、よく御検証いただくことをお願いいたします。本当に悲しかったです。

じゃあ、もう一つ聞きます。

障害のある子を育てていく上で、教育長は何が一番重要か、また大切だと思われているのか、ここでお聞きしたいと思いますのでよろしくお願いします。

議長（高山由行君）

教育長 高木俊朗君。

教育長（高木俊朗君）

実は、このインクルーシブ教育の前まではいわゆる基準というものがあまして、それに当てはめて判定をするという言い方をしていました。現在はもうその言い方はしておりません。判断すると言っています。そのときの一番基本は、今まで話した中にありますが教育的ニーズであります。親さん本人の本当の教育的ニーズを聞きながら、最終的に判断をするという形にしております。ですから、先ほど言われた、要するにみんなと一緒に中学校までは地域で勉強したいという強い願いのあった肢体不自由児の子ですが、学校できちっとバリアフリーを完備して引き受けてきたわけでございます。これは、親も子もニーズがあったからです。そういう部分で教育的ニーズを一番大事にしているという点で御理解いただきたいと思います。

〔2番議員挙手〕

議長（高山由行君）

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

とにかく、どのお子さんもどの親御さんも、等しく教育を受けて本当に周りのために頑張っていきたい、周りの子と同じように行きたいというお子さんがほとんどだと思います。そのことを改めてお願いして、私の質問を終わります。どうも御丁寧な対応をありがとうございました。

議長（高山由行君）

これで福井俊雄君の一般質問を終わります。

引き続き、一般質問を行います。

3番 奥村悟君。

質問は一問一答方式と申出がありましたので、これを許可します。

3番（奥村 悟君）

それでは、本日最後の質問者になりました。よろしくお願いいたします。

議長のお許しが出ましたので、さきに通告しておきました通告書に従いまして質問をさせていただきます。

それでは質問に入ります。今回は大項目2点であります。

まず1点目、町の花、菊の振興についてであります。

御嵩町は、合併30周年を記念して昭和60年に町の花として菊を制定しました。制定に当たって広く公募し、その中から一番応募が多かった菊が選ばれたと聞いています。私が思うに、菊花愛好会が菊花展を開催して菊の花作りが盛んだったことが反映されたのかとも思います。

御嵩町菊花愛好会は、昭和50年に会員数40名で発足し、発足当時の会長は発起人でもあった

高木教育長の祖父、高木重成さんが務められました。その後45年間にわたり、秋には見事な花を咲かせた大輪の菊を願興寺などで展示し、来場される皆さんに感動を与えていました。

御嵩町の助成金は、その活動費として御嵩町菊の花推進協議会、その母体の御嵩町菊花愛好会へ昭和62年に1万円、それから毎年助成がなされ、多いときでは30万円が助成され、令和2年度は13万円になり、この年は助成金の一部を返還されたそうです。

町の花に制定後、町内の小・中学校に菊の苗を配付し、児童・生徒に町の花を知って育ててもらおう活動や、平成5年から平成15年には菊の苗を全世帯に配付する活動など、町の花である菊のすばらしさを町全体に広めていただきました。会員数は、ピーク時で57名が活動され、その人数も会員の高齢化とともに年々減少し、昨年には会員も僅か9名となり、これ以上存続して活動することはとても無理だとの思いから、苦渋の決断でやむなく解散されました。

平成11年度に始まった御嵩町小・中学校のふるさとふれあい夢づくり事業、ふるさと御嵩を愛する心を育てる一つ、地域の人から学ぶ学習を、各小・中学校に菊作りをテーマとして会員の方から御指導をいただきました。伏見小学校6年生は、平成2年から菊作りを地元の柴田寿雄さんから熱心に学び、それを通して子供たちが花を育てることの楽しさや土づくり、水やりの大切さを体験し、大きく育った花を地域の公共施設などに届け、来る人を楽しませていました。その学びも、令和元年度を最後になくなってしまいました。このように、先人たちが菊を愛し長きにわたり御嵩町を盛り上げていただいたことに大変感謝しています。

御嵩町文化協会では、芸能部長の伊左治三雄さんが発起人となり、コロナ禍の中ピンチをチャンスにと、食文化活動に踏み出す園芸部を立ち上げ、3つのサークルをつくり、その1つに菊花作りを掲げて、柴田さんを講師に現在17名でこの4月から活動されています。昨年途絶えた町の菊作りの復活に明るい兆しが見え始めています。

そこで質問ですが、1つ、町民に愛され町を象徴する町の花、菊を先人たちが長きにわたり広めていただいた意志を引き継ぎ、町民との協働により菊を生かしたまちづくりを今後も進める必要があると思います。町としての考えを伺います。

2つ目、文化協会で芽が吹き始めた菊作りをどのように支援されていくのかお聞かせください。

以上、答弁よろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

まず最初に教育長に答弁を求めます。

教育長 高木俊朗君。

教育長（高木俊朗君）

奥村議員の質問に、全体に対して初めに教育委員会としての考えをお答えいたします。

御嵩町の花は、多くの応募の中から昭和60年5月3日に菊と指定されました。菊は、真実、長寿の花であり、御嵩町の気候風土に適し、町内の至るところに栽培されている花であり、年中容易に栽培でき、季節を問わず町民が楽しめる花であることから指定されました。その後、学校でも菊作りが盛んになり、御嵩町菊花展も盛り上がってきました。平成4年4月1日、住民課を事務局としてみたけ花かざり推進協議会が設置されました。花飾りと花作りが一体となった花の都ぎふづくり運動を推進するとともに、日本一住みよいふるさと岐阜、世界のふれあい広場岐阜及び花があふれる美しい町・御嵩町を、町民総参加により実現することを目的としたものです。

協議会の取組内容は、花作り、花飾りに対する普及、御嵩花かざり事業推進団体への活動助成と育成、御嵩花かざり推進事業計画の策定、花作り団体及び花かざり団体の拡大等々があり、御嵩町の花飾り、花作りの中心となる協議会として現在も取り組まれてみえます。

さて、御嵩町菊花展に取り組み、御嵩町の菊作りの中心となっている御嵩町菊の花推進協議会は、この御嵩花かざり推進協議会の推進団体の一つであります。しかし、会員の高齢化が顕著で、年々会を抜ける人が続出し、昨年はついに最小必要人数10人を割り、会の持続や会の運営の維持が不可能になり、菊花を作りコンクールを開くなど労力的にも人数的にも無理な状態に陥りました。昨年末開催された総会で、満場一致で解散することを決められたそうです。会員数の減少や高齢化の厳しい現状では、断腸の思いの決断だったと思います。本当に残念でなりません。

小学校における菊作りは、全小・中学校で取り組んできましたが、その後、平成27年度までは御嵩小学校と伏見小学校がリードして取り組んできました。しかし、御嵩小学校は、平成28年度から総合的な学習の時間のカリキュラムの見直しにより、菊作りは休止しました。伏見小学校は、令和元年度まで継続して菊作りに取り組んできましたが、コロナ禍の影響で現在は休止しています。学校での菊作りは、特に夏休みの水やり、そのときの熱中症対策や防風雨対策等、本当に管理面での課題が多いのも現状であります。島根県で行われた第71回全国植樹祭を通して、御嵩町の木アカマツを各小学校の花壇で育てました。御嵩町の花、菊についても、鉢植えではなくまずは学校花壇に植えていく方向で考えていきたいなと思っております。御嵩町の花、菊が、全小・中学校の花壇に咲くことを期待しているのです。

御嵩町の花を菊と指定した理由に、町内の至るところに栽培されている花でありとあります。私の家でも、畑で育てて花飾りに活用しています。周りの家でも大体同様です。御嵩町菊の花推進協議会が解散されたとしても、御嵩町の花、菊について、菊作りはなくなるものではありません。これからは、町民が気軽に菊作りに取り組めるように支援していくことが重要だと考えています。そのためにも、みたけ花かざり推進協議会の取組は今後も重要な取組として推進

していくことが重要です。

最後に、御嵩町文化協会の取組についてです。

御嵩町文化協会は、各同好会の自主的な活動を尊重して、会員相互の連携と親睦を図り、町民の文化向上と発展に寄与し、御嵩町の文化活動と文化事業の振興を図ることを目的とされています。その一環として、文化協会発表会は年々盛り上がっています。また、伝統文化の伝承活動として、平成16年11月に向陽中学校1年生を対象に交流会を実施し、その後は、上之郷中、向陽中、共和中の全中学校との交流会を実施し、現在に至っています。上之郷小学校放課後子ども教室での指導もお願いしています。早くコロナの終息が待たれるところであります。

御嵩町文化協会は、令和2年度に、スマイルで地域を活性化させようという熱き思いで、新たに園芸部の立ち上げの動きが出てきました。農家と消費者が垣根なく集まれる場所で、手をかけた分だけ応えてくれる野菜の作り方や漬け物の作り方を学び、生活をより豊かにしていこうとするものであります。御嵩町文化協会の活性化のためにも、すばらしい取組であると期待していることを担当者に伝えました。そのときに、菊作りの大菊や古典菊、小菊の仕立て方というのはまさに文化であり、御嵩町教育委員会として、園芸部の中にぜひ御嵩町の花である菊作りも学べるようお願いしたところ、取り入れてくださいました。文化協会の美術工芸部、文芸学芸部、芸能部とともに園芸部が位置づいて、大きく広がっていくことを期待しております。教育委員会として、菊作りに取り組む学校や団体等を今後も支援していく考えであります。以上で答弁を終わります。

議長（高山由行君）

続いて答弁を求めます。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

奥村悟議員の質問にお答えをさせていただきます。

実を言いますと、昨日、答弁書を作るということでやっておりましたけれども、教育長の答弁書を読んで、これ以上言うことはないなということは感じましたので、実は今、質問書を持ってきただけで答弁書は何もございません。ただ、私も中学生時代に鍵谷一先生の指導の下、菊を作った経験があります。今思いますと、菊作りというのは学校に向いているかなということを思います。協会には私の父も入っておりましたので、菊を作っておりましたけれど、認知症の症状がちょっと出てき出した頃から全然いい菊ができなくなってしまったということもあって、本人もまだ極端に悪くなっていたわけではありませんけれど、ある秋を最後に、もう来年は作らないということを言い出したという経緯があります。父が作っている頃については、やはり核家族では無理だなと。ちょっと旅行に行こうとしても、必ず誰かが朝晩水をやらなき

やいけないという本当に手間がかかるものですから、あまりお勧めできないというのが正直なところでありますけれど、文化として守っていただきたいという思いはありますので、文化協会のほうでこうした取組をしていただけるということは、町としてもでき得るバックアップはしていきたいというふうに考えております。

もう一点、コンクール、発表の場というのも必要だと思いますけれど、協会の方々に聞いてみますと、そこへ運ぶ手がない。大変な思いで運んでみえるというのが分かりました。もし、これからしっかりと作っていただけるということであれば、そうした発表の場も町で用意するという事はしなければいけないと思いますし、運搬についても、やはりお手伝いをする体制を取らなければいけないというふうに思っておりますので、見させていただくについては本当に立派なものを見させていただけるので、毎年楽しみにしておりましたけれど、今年については残念だなという思いでありますけれど、また復活させていただければ、こんなにありがたいことはないと思っておりますので、奥村議員も頑張って、家族がお見えでするので作っていただいて、協会のほうで活躍していただけたらと思っております。よろしく願いいたします。

〔3番議員挙手〕

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

町長からも前向きな答弁をありがとうございました。

私もこの菊作りを始めてちょうど4年目になるんです。今年で4年目なんですけど、今年は50鉢ほど作っております。町長が言われるとお水やりが大変なんです。この前も旅行へ行きましたが、そのときには隣の息子にちょっと水をやっておいてくれよということで頼んでいったわけですけども、自慢じゃないですけど、私ちょっと写真を持ってきました。これ、私が昨年育てた菊なんですね。やっぱりこうやって9月、これから花が咲くわけですが、本当に半年間苦労してこういった大輪が咲くと、本当にその苦労を忘れてしましまして本当に感動ですね。そういったことが今まで先人の方たちが築き上げたものでありますから、せっかくこの町の花の菊ですので、しっかりとフォローしていただきたいと思います。

教育長に1点お聞きしますが、今の文化協会のほうで伊左治三雄さんが立ち上げられたわけですけども、これに対する援助というか資金面、例えば肥料だとかそういった苗だとか鉢だとか、そういったものの支援はお考えでしょうか。

議長（高山由行君）

教育長 高木俊朗君。

教育長（高木俊朗君）

御存じだと思いますが補助団体でありまして、かなりの金額の補助金を出しているところがあります。その中で、いかようにも活用しながら使っていただきたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

町長にお答えいただけるか分かりませんが、先ほどのコンクールの話もあったんですけども、今ちょうど新型コロナウイルスの関係で、おうち時間を楽しむということで、花のある暮らしということでそれぞれの御家庭でガーデニングを楽しまれる家庭が増えてきておるんですね。私も、自治会長でして、今回、花かざり推進運動ということで花の苗を注文ということで文書を頂いたんですけども、これは自治会とかそれから各事業所に花を配っていただいて、花壇をつくるということなんですけれども、これにひとつ菊を、苗が配れるのか種が配れるのか分かりませんがそういった菊を、大輪の菊じゃなくてもいいですので、小菊だとか路地にできるような菊の苗とか種を配布して、そういったところで、わざわざ菊を持ち込んでもらうじゃなくてそういった花壇で、コンクールですね。そういったものを審査しながらコンクールするというのもひとついいかなと思います。その辺のところ、ちょっと町長、お答えできるならお願いいたします。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

これについても、やはりコロナ禍の中でそうした花作り等々もはやっていると、皆さん手がけてみえるということですので、そういう時期にコンクールみたいなものがふさわしいかどうかということも考えながら取り組まなければいけないと思いますが、これは一過性のものでなくて継続していくことが私自身は大切だなということは思いますので、続けていただけるのであればそうした場所もやはりつくっていくと。何をやっても、文化的なことは発表できる場が必要だということも言えますので、提供していきたいと思ひますし、以前はプランターで作るような花も町の花かざり運動のほうで、県の事業だったと思ひますがあったと記憶しておりますので、御嵩町独自のものがあってもいいとは思ひますので、いろいろ今後考えていきたいというふうに思ひます。

〔3番議員挙手〕

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

分かりました。コロナ禍でありますので、アフターコロナという意味の中で今後も考えていただきたいと思いますけれども、御嵩町の花かざり推進協議会もありますし、やっぱり日本の文化でありますので、花飾りというのは、やっぱりそういったものを育てていただきながら、やっぱり先人の方が四十数年にわたったそういった思いを未来に託すということで、これからも続けていただきたいと思いますというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

2点目ですが、令和4年度予算編成と中長期的な財政運営についてであります。

平成14年に建設された瑞浪市明世町にある瑞浪超深地層研究所は、放射性廃棄物を地層に安全に処理するための研究所で、地下の環境や、地下の深いところでどのような現象が起きているかを研究する地層科学研究を行ってきました。この施設は、原子力発電と密接に関係を有する施設として、瑞浪超深地層研究所の所在する瑞浪市と隣接または隣々接する市町、恵那市、土岐市、可児市、御嵩町、八百津町の6市町が、電源立地地域対策交付金の対象となり、毎年14億円前後の交付金を受けてきました。

御嵩町も、毎年1億2,000万円ほどの交付金により20年間にわたり恩恵を受けてきました。今では、保育園職員の人件費や中学生までの医療費の無料化の支援事業などの経常経費に有効に活用されてきました。研究が終了したということで、その交付金も今年度をもって終了します。この秋から始まる令和4年度の予算編成に当たっては、大幅な財源確保が迫られ、緊縮財政になることも予測されます。今後、歳出について、新庁舎、町民ホール、中児童館の建設事業や、伏見小学校大規模改修などの大型プロジェクトを控え大幅な増加が見込まれ、歳入については、少子高齢化で税収が大幅に減収になることも予測されます。また、庁舎や中保育所、中児童館移転後の旧施設の利用計画など、課題が山積しています。加えて、これから団塊の世代が後期高齢者となる時期に差しかかり、民生費の増加やバブル景気頃に造られた公共施設などのインフラが老朽化し更新時期を迎え、その更新費用などそれに係る財源が必要となり、財政負担が大きいのしかかります。今年3月に策定された既存の公共施設の方針、改修に関する御嵩町公共施設個別施設計画では、2054年までの計画期間内における対策費用は、70の施設について施設全体で約200億円が示されています。その中で、おおむね10年以内か数年以内に改修や建て替えの対策が必要とした施設は、約6割にもなります。このことにより、将来にわたって健全な財政運営を続けるためには、新庁舎等の建設などの大型プロジェクトや公共施設の整備改修による将来の財政負担を抑制する中長期的な財政計画が必要となります。

そこで質問ですが、1つ目、電源立地地域対策交付金終了により、令和4年度予算は1億

2,000万円ほどの財源不足となりますが、その穴埋めをどうされるのか伺います。

2つ目、大型プロジェクトを控えて大幅な財源確保が必要になります。自主財源の確保と具体的な財政計画をお聞かせください。

以上、答弁よろしくお願ひいたします。

議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

それでは、奥村議員の御質問にお答えさせていただきます。

私のほうからは、令和4年度予算編成と中長期的な財政運営についてお答えさせていただきます。順番は逆になりますが、初めに、大型プロジェクトを控えて大幅な財源確保と具体的な財政計画についてお答えいたします。

御嵩町の財政は、主となる町税のほか、国からの交付金や地方交付税など依存財源の割合も多く、国の地方財政計画の影響を受けやすい構造となっています。一般的に財政計画を立てる場合は、直近の決算見込み額をベースに、今後の情勢及び近年の決算状況の伸び率等から推計します。また、前提として、税制度、国・県の補助制度等については、現行の制度が継続するものとして推計いたします。この結果、健全財政を意識して推計することで、10年後も同水準を維持する傾向となりますが、実際は、地方創生事業やコロナ対策事業などで変化してきたように、国の政策により大きく影響を受けることから、長期的な計画であるほど現実的ではありません。現在では、3か年実施計画による短期の見通し、大型事業に伴う収支計画の策定、また、それに伴う財政指標のシミュレーションをつくっています。大型プロジェクトを抱える町としては、推計である財政計画よりも財政健全化指標が今後どのように変化するかのほうが重要であると考えています。特に、将来負担比率が起債額によりどのように変化し、可能な償還を行うことでより健全化が進められるか、幾度となくシミュレーションをしています。具体的には、先ほど谷口議員の質問の中でお答えさせていただいたとおり、財政健全化指標は一時的には平成21年頃と同水準の高い数値を示しますが、改善要因も含めて推計しており、補助金、地方債、基金の効率的な組合せにより実質的な一般財源を抑えた計画を立てていますので、よろしくお願ひいたします。

次に、電源立地地域対策交付金終了に伴う財源の穴埋めについてです。

確かに、安定的に交付されてきた電源立地地域対策交付金のうち、令和2年度決算額で原子力交付分1億2,940万6,000円が減ることは、財政運営の立場からすると大変厳しくなります。しかし、この交付金が瑞浪超深地層研究所の研究終了とともに皆減することは以前より承知し

た上で、準備を含めて財政運営を行っています。もともと、この交付金の対象が公共用施設整備措置などであったことから、あゆみ館、ぼっぼかん、一本松公園などハード事業に充当していました。対象事業が拡充されたことに伴い、社会福祉施設など運営費として人件費に充当できるよう調整を行い、財源の組替えにより財政調整基金の積増しを進めてまいりました。ほかにも、下水道の起債残高が減少してきたことで、今後の一般会計からの繰出しが抑えられるとともに、まだまだ不安定ではありますがふるさと納税の増額も財源調整を可能とする要因となります。このように、努力して財政力を高めてまいりましたので、今後も財政全体の中で吸収して進めてまいります。

以上で、私からの答弁とさせていただきます。

[3番議員挙手]

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

1億2,000万円ほどがなくなるということなのですが、町長言われましたように、それが来ればその金額を貯金か基金で積んでおけるという話もされたわけですが、そういった場合に貯金を取り崩すのか、一般会計やほかから捻出するというふうになるのか、そうなりますと、事業の縮小とか取りやめというのが出てきますので、1億2,000万円ほどかかる、経常経費ですので人件費だとかそういったものは減らすわけにはいきません。となるとどこかから持ってこないかんわけですから、そういった事業の縮小とか取りやめもあるわけですが、その辺のところをちょっと具体的にどんなふう考えているのか教えてください。

議長（高山由行君）

総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

先ほど答弁させていただいたとおりでして、やはり、財政全体で歳入がどう影響するかということ全体を、1年を予算編成をしております。確かにこういった数字がある中で、確実にこの人件費が全部財調から取り崩していくなんていうことは毛頭考えておりませんので、そこら辺のやりくりをうまく考えながら進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

[3番議員挙手]

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

そのやりくりは大変だと思いますね。特に、一般家庭に置き換えるならば、収入が減ればそ

ういった貯金とか借金なんかあって貯金を取り崩すとか借金をどういうふうにするとか、そういうことも考えないかんわけですから、やっぱりそういったものも具体的に示していただければ、私たちもはっきり分かりますのでお願いしたいと思いますし、例えば自主財源、先ほどふるさと納税と言われましたが、令和2年度は9,800万円ぐらい、1億円弱のふるさと納税が入ったわけですが、令和3年度から楽天市場もポータルサイトに加えて、これ楽天市場、特に非常に人気があって私も使っているんですけども、結構ふるさと納税のポータルサイトとしては人気があるところですので、これを加えられたということで令和3年度も大幅な収入があるかと思うんですけども、ふるさと納税が自主財源確保として一番大きいわけですから、ほかに例えば富加町がやっているような企業版のふるさと納税、そういったものとか、あとクラウドファンディング、それとかネーミングライツってありますね。KYBスタジアムがありますが、例えば南山公園のグラウンドをネーミングライツすると、そういったものが具体的にあるのかどうか。自主財源の確保が、ちょっと回答がなかったですのでお願いいたします。

議長（高山由行君）

町長にお答えいただきます。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

電源立地交付金についての使途、この件について、奥村議員もあまり理解ができていないというふうに思います。私は特に声が大きかったんですけど、この電源立地交付金というのは、ハード面しか使えないという交付金でした。無理やり事業を起こしてハード面に使っている。代表的な例があゆみ館ですよ。これは必要ではあったにしても、あれだけ大きな施設が本当に必要だったのかといえば、そうでもなかったんじゃないかというふうに思っておりますけれど、そのほかの施設、非常によかったのはぼっぽかん、これも1億2,600万円ぐらいですけど、1年分を積み増していたということで使ってきたわけですが、そのうちにネタが切れてくるということもありました。1年分を使って工業団地の道路の舗装に使ったとか、非常に苦しいことを経験しておりましたので、もうちょっと使える幅を広くしてくれということで交渉を重ねたということから、人件費等々にも使えるということになりました。人件費というのは、基本的に絶対的に必要なものですから、そこには一般財源から投入しなきゃいけないということは当然のことですので、そこに電源立地交付金を使うことによってお金が浮いてくると。そこで全部それを貯金に回していくという方法を取ってきたから、谷口議員のときにも答弁させていただきましたけれど、基金の額、それとこれまでの借金の減額、この数字を見てくれというのはそういう意味です。電源立地交付金をそうして全部貯金していったという次元ではない数字で毎年基金が増えていっている状態がくれたと、私自身は自負しております。

今、総務部長がふるさと納税等々ということもありましたけれど、あれも一つのものが当たってうまくいったというだけで、安定的財源とは言えませんので、ある程度基金として残しておきながら、ある程度になったら使うというような方向で考えていくのが一番望ましいだろうと、絶対的な収入があるという保証はございませんので、あまり当てにはできない、ある種水物だというふうに解釈しております。

その他の財源についても、これ以上借金を増やさないということも当然でありますけれど、基金を積み増していくということが若干しづらくなっていくという解釈をしていただければ、理解していただきやすいかなというふうに思います。

[3番議員挙手]

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

町長が言われましたように、ふるさと納税が一番の収入源だと思うんですけれども、令和元年度においては、近隣ですと富加町とか坂祝町は十数億円のふるさと納税があったということなんですけれども、それはやっぱり返礼品が、何というんですか、地場産じゃなかったということで、何でも返礼品に加えたということで十数億円あったということなんです。富加町に聞きますと、令和2年度は2,000万円ぐらいだということですので、これも流動的に今は9,000万円近い1億円弱あるものが、これが本当にこれで維持できるのかというのはちょっと不確かなものなんですけれども、やっぱりそういった自主財源というのは確保していくということはいろんな方面から必要かなと思います。

さっき、財政計画にちょっと話を触れましたけれども、明快な答弁がなかったわけなんですけれども、私思いますに、先ほど来から財政シミュレーションという話が出ているわけなんですけれども、これはやっぱりある程度つくっていただいておりますかなというふうに思いますが、これはあくまでも見通しなんです。5年、10年のスパンの見通しであって、計画とは違うんです。計画というのは目標がなければいけません。やっぱり目標があって財政計画が立てられるということがありまして、設定をして、その設定に対してどうのこうのというのがあるわけですから、やっぱりそういった目標に設定して、歳入とか歳出が増えたか減ったかというのを見ていきたい、見ていかなければならんということも思いますし、それで軌道修正ができるわけなんです。

そのために、ここにつくられた行政改革大綱がありますよね。この中にあります自立と波及効果を目指す財政運営ということで、いろんなことが掲げてありますね。公共施設管理計画を踏まえて、公共施設の個別施設計画について策定を進めるとともに、コスト意識を持って長寿

命化や規模の適正化とか、財政負担の標準化を図るといったものもありますし、歳入歳出のほうもきちんと精査していくということではありますが、財政計画は、これを具現化するというか具体化するというか補完する意味で、財政計画は私は必要かなというふうに思いますので、財政シミュレーションとは意図することが違うんで、ある程度目標を持って計画を立てることが必要かなと思いますけれども、そこら辺をどういうふうに部長が考えてみえるか。

議長（高山由行君）

総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

先ほどの答弁の中でもさせてもらったつもりです。

財政の財政計画を立てていく、その推計でやっていくとどうしても同じ水準になっていきます。今、奥村議員言われましたけれども、やっぱり目標とか設定とかというのは、通常の予算編成においても御嵩町の予算規模というものが分かっています。これを大きく変動させるわけにはいかないというのが基本になります。なので、多分決算統計の数字をずっと見返していただければ分かるかと思いますが、数字的に亜炭鉱の事業でかなり波は出ますが、実際にそういった事業を除くと、もう見事に65億円前後で推移していると。これが健全財政をやっている事実だということになりますので、そういう理解をいただきたいと思います。

[3番議員挙手]

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

先ほど午前中の谷口議員の質問の中でも出ましたが、町長も答えてみえますけれども、今、町債の残高が55億5,000万円ほどありまして、そのうちの臨時財政対策債、町長言われましたがこれが34億7,000万円ほどで、約60%を占めているわけですね。これ、俗に言う赤字国債と言いますが、建設国債と赤字国債があって、建設国債は将来負担への先送りがないということで、建物を造ったり道路を造ったりして、償却何年ということで借金を返していくということなんですけれども、赤字国債というのは、基準財政需要額をベースにして地方交付税があと、入れられるわけなんですけれども、それが根拠になるわけなんですけど、基準財政需要額が、いろんな意味での算出の根拠が、土木費だとか教育費だとか人口とか教職員数とか高齢人口だとか、そういったものが基礎になるわけですが、これから人口が減ってきますので、今の資産の地方交付税が入ってくるというふうなことはちょっと心配をするわけでして、多少目減りをしていくんじゃないかなということもあったりして、それに対する借金の返し方とか、そういったものも今きちんと組立てをしておく必要があるかなと思うわけなんですけれども、そこら辺、ち

よっと話がずれたわけですけど。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

数字を計算していただけたようですので、中身がお分かりになったと思いますけれど、これまでの借入れについては臨時財政対策債、これが基本となっていると。これは法律上決まっている地方への税の配分の数字です。それが満たされないという状況で、地方自治体は国に対しておかしいじゃないかということになったと。それはもう当然分かっていることですので、赤字国債であろうと地方用に用意していないお金を地方に肩代わりさせたということです。

ただ私、先ほど財調を、今の数字は本当に妥当なのかなと申し上げたのは、今、国のほうの議論でも、財政調整基金、貯金を地方はいっぱいしているじゃないかと。何で金を渡さなきゃいけないんだという議論もあります。これは法律上、国が集めた税金のおおむね3分の1強は地方に再配分するということが決まっていますので、今後分母が小さくなっていけば当然数字も小さくなっていくということは考えられますが、今の一国民で言うのなら私は憂うべく状況だということは言えると思いますけれど、地方自治体の首長から言ったら権利は権利として主張するというのが正しい態度だと思っておりますので、しっかりとこの点についても発言していきたいというふうに思っています。

〔3番議員挙手〕

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

ありがとうございます。

最後に1点だけですけども、今、町長から財調の話が出ましたが、今、財政調整基金17億円ほどありますけれども、これの用途というのは御存じのとおり、災害等により著しく財源が不足した場合に備えて確保するということになっているわけですね。ですから、そういった場合について要るといふことなんですけれども、試算しましても、例えば1万8,000人の人口がありますけれども、その人たちが被災した場合に、1人当たり50万円ぐらい、いろんな物資が来ても50万円ほど要となると、半分の25万円ぐらいは救援物資とか国から補助があっても25万円ぐらいは要ということで、単純に1万8,000人で計算しても相当の額が要ということで、備える必要があると思うんですけども、大体10%か20%ぐらいが適正と言われていまして、ちょっと計算してみますと御嵩町は大体17億円で約37.4%ということで、かなりな率になっていまして、よその自治体に比べると5%のところがあるんですね。だから、変動が

大きくて5%から20%ぐらいで幅が大きいわけですね。そういったふうで御嵩町はそういったふうですね、財調のほうもかなりあるということなんですけれども。

国のほうは今、全自治体で30兆円もあるので、そういったものをいつまで積んでおくんやという話もあったりするので、そういった財調の取崩しなんかで借金を返していくというのも、財政計画の中で組み立てることが必要なというふうに思いますので、そこら辺のところ、例えばさっき25万円で1万8,000人で計算すると約45億円が要するということになるんですけど、そういった単純計算でいきますとそれだけ要るわけなんですけれども、やっぱりそういったことに備えることも必要だと思うんですけれども、ある程度の10%か20%で保ちながら、取り崩しながら借金に充てていって将来負担を少なくすると、後世にツケを残さないということは必要なと思いますのでいろいろと町長に聞いたわけなんですけれども、そこら辺だけ1点だけ。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

取りあえずは、御嵩町は別に減債基金というものを5億円余り持っていますので、借金返済に困った場合にはそれに手をつけると。一般会計で財調を取り崩すよりも、借金返済分ならそっちを使えばいいじゃないかということも言いますし、どちらかという私は孤立した状態で、やり方としては、事務方は財調は減らしたくないと考えていますので、私が財調を使えばいいじゃないかということは言うんですけれども、事務方としてはあまり減らしたくない。私町長になりましてから、一回も使っていなかった土地の塩漬けになっていた部分も精算した形で一般会計で買い戻したと、現金が2億円あったんですけど、一切使っていなかった。柳川町政の中でも使っていなかったんですが、いざ私が町のいわゆる財政上の問題で庁舎関連に使ったらどうだと、用地代にしたらどうだということを行いましたら、慌ててちょっと使ってみたと、ほかの件で。そういうこともありますので、その辺りは事務方と民間人出身の私との考え方の違いのようなものがどうしても出てくると。持っていればいいという話ではないんで、ここところでは使わなきゃいけないと。また使ってはいけない部分、使うべきではない部分は使わないというのが本当の経営だと思いますので、きちんとした形で指示をしていきたいというふうに思っています。

[3番議員挙手]

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

ありがとうございます。

やっぱり一般家庭で掬えても貯金はたくさんあったほうがええと思いますけれども、使うべきところは使うというものが大事かなと思います。それでもって、息子の代とか孫の代までそれを残して財産として譲るということもできますから、やっぱりそこら辺の考え方を示しながら進めていただければなというふうに思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

これで奥村悟君の一般質問を終わります。

散会の宣告

議長（高山由行君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は明日9月10日午前9時より開会します。

これにて散会いたします。御苦勞さまでございました。

午後2時32分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 伏 屋 光 幸

署 名 議 員 安 藤 雅 子

